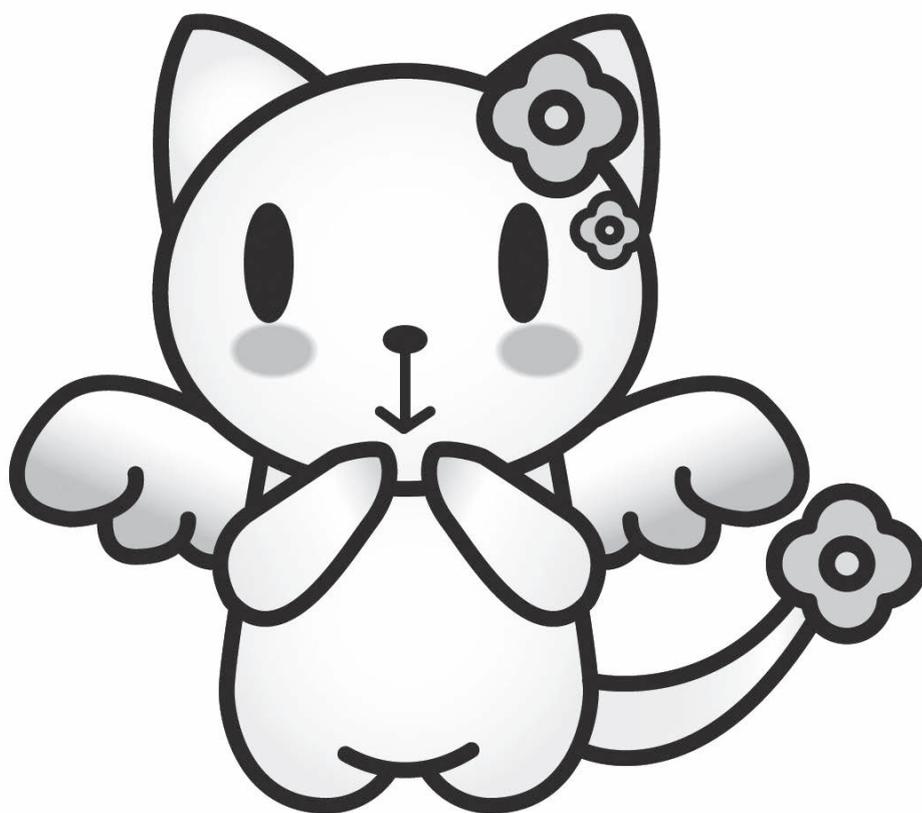


せたがやホッと子どもサポート 活動報告書 〈平成 26 年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関

〈名称〉：世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）

はじめに

『子どもの幸せな笑顔を求めて』

子どもサポート委員 いちば 一場 よりこ 順子

「せたホッと」の事業がはじまってから2年ちかくが過ぎました。これまで、子どもからさまざまな相談があり、たくさんの学校に行き、いろいろな機関と連携しながら、子どもの相談について問題の解決を図ってきました。

そんな経験を踏まえて、「せたホッと」は、今年度、はじめて、意見を表明しました。

たくさんの学校を訪問したこと、子どもたちはもちろん、保護者、校長先生や副校長先生、担任の先生とお話をする機会を得たこと、そのような経験や具体的なご相談や調査を基に作成して、区長と教育委員会宛に提出した、通常学級における特別支援教育についての意見表明です。意見の全文を報告書に載せていますのでどうぞご覧下さい。

学校を通じて配布した「せたホッと」のキャラクター「なちゅ」が『おはなしきかせてね』と語りかけるパンフレットやカードを見て、電話してくれる子どもたちがたくさん増えました。少しずつ「せたホッと」が子どもの身近な存在になりつつあるのかとうれしく思っています。

子どもたちからの相談の中で一番多いのは対人関係の悩みです。

子どもは、成長発達の過程に生きています。おとなとは違った時間を生き、おとなとは違う世界に生きています。学童期には、学校に通い、友達とともに学び、遊び、その中でさまざまな経験をしながら成長していきます。そのような中で、人間関係に悩み相談をしてくるのだと思います。いじめは、人間関係の不全ともいえるので、人間関係で悩みをかかえ、どうしたらいいだろうと電話をしてくる子どもたちの相談相手になることで、それ以上のいじめなどの深刻な事態に至ることを防ぐことができる場合があります。一緒に考え、しばらく相談相手になることで、子どもが自分自身で解決していくことができるようになる場合もあります。私たちは、いつでも、どんな相談においても、まず、子どもの声に真摯に耳を傾けるということを心がけています。子どもの声に真摯に向き合うことだけで問題解決に至る場合もあります。申し立てを受けて、受理し、調査するという役割も重要ですが、その前に子どもの相談相手になり、必要であればいろいろな機関と連携し、人間関係を改善しながら解決する調整活動を行うことも重要な役割だと思っています。

子どもは、上手に話ができない時も、自分の考えをまとめることが難しい時もあります。それでも、一人ひとり自分があり、それぞれ権利の主体です。小さな子どもでも一生懸命話してくれる時もあります。苦しいのに苦しいと言えない時も、おとなの声の影響を強く受けてしまい、子どもの切実な声が隠れてしまう時もあります。実は子どもの声に耳を傾けることは大変難しいことであるとも言えます。私たちは、子どもの声に耳を傾けながら、子どもが幸せな笑顔でいられるようお手伝いしたいと思っています。

も く じ

はじめに 子どもサポート委員 一場 順子

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1	子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	2
2	委員への協力	2
3	対象	2
4	体制	2
5	相談方法等	3
6	これまでの経過	3
7	相談の流れ（仕組み）	4
8	擁護委員会議	4

II 相談活動状況

1	相談の状況	6
2	権利の侵害を取り除くための申立て等	14
3	相談内容の分析	14

III 相談対応、調査・調整活動状況

1	事例紹介	16
2	関係機関との連携	19
3	意見表明	20

IV 広報・啓発活動

1	広報・啓発	28
2	広報・啓発物の一覧	30
3	研修会への講師派遣	33
4	視察受入れ、他自治体との交流	33
5	関係機関との意見交換	34

V 子どもサポート委員のことば、相談・調査専門員のことば、相談者のことば

1	子どもサポート委員のことば 子どもサポート委員 月田 みづえ	36
2	相談・調査専門員のことば	37
3	相談者のことば	39

おわりに 子どもサポート委員 半田 勝久 41

VI 参考資料

世田谷区子ども条例	44
相談状況の集計推移	48
アンケート結果	54

世田谷区子どもの人権擁護委員 (せたがやホッと子どもサポート) の制度

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 これまでの経過
- 7 相談の流れ (仕組み)
- 8 擁護委員会議

I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

(世田谷区子ども条例 第15条～第24条関連)

1 子どもの人権擁護委員（以下、子どもサポート委員）の設置目的、職務

(1) 設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

(2) 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関（*）とする。

*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3) 職務内容

- ①子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- ②子どもの権利侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整をすること。また必要に応じて是正等の措置の要請、制度改善のための意見を表明すること。
- ③要請、意見などの内容を公表すること。
- ④救済の対応が終了した子どもについて、見守りなどの支援をすること。
- ⑤活動状況を報告し、その内容を公表すること。
- ⑥子どもの人権擁護に関する普及啓発をすること。

2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

3 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案で、18歳未満の子どもや、その子どもの保護者。関係者（特例として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象）

4 体制

(1) 子どもサポート委員 3名

平成27年3月現在

氏名	所属等
一場 順子 (いちば よりこ)	弁護士 (東京弁護士会)
月田 みづえ (つきだ みづえ)	昭和女子大学大学院福祉社会研究専攻教授 (子ども家庭福祉、社会福祉)
半田 勝久 (はんだ かつひさ)	日本体育大学体育学部准教授 (教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学)

原則として子どもサポート委員の独任制とする。ただし、要請、意見表明及び公表する際には、より慎重を期すために、子どもの人権擁護委員の協議により対応する。

(2) 相談・調査専門員 4名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など。

(3) 事務局

子どもサポート委員の活動支援、区組織との連携・調整等を行う。
子ども・若者部子ども家庭課

5 相談方法等

(1) 相談方法

- 電話：0120-810-293^{ホッと にきゅうさい} [フリーダイヤル]
- メール：区ホームページ [子どもなやみそうだん](#) → [せたがやホッと子どもサポート](#) より、
メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信
- 面接：相談時間内であれば、特に事前予約の必要なし
- FAX：03-3439-6777
- その他：手紙、はがきによる相談も可

- (2) 相談時間 月曜日～金曜日：午後1時～午後8時
土曜日：午前10時～午後6時
(日曜日・祝日・年末年始はお休み)

(3) 窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階
(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

6 これまでの経過

平成14年 4月	子ども条例施行
平成17年 3月	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成23年12月	区立校の小学5年生及び中学2年生約2,600人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成24年 5月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
平成24年10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
平成24年12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成25年 2月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催（成城ホール）
平成25年 4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）設置
平成25年 7月	せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）の活動開始 ～ 26年3月まで（9か月間）に132件の相談を受付
平成26年 6月	「平成25年度活動報告書」を発行
平成26年 7月	平成25年度の活動報告会を開催（成城ホール）

7 相談の流れ（仕組み）

相談を受けてからの流れ

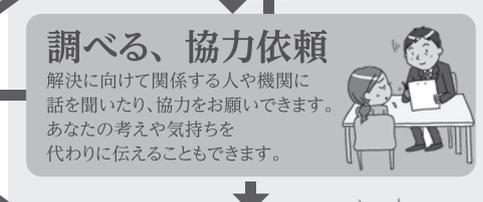
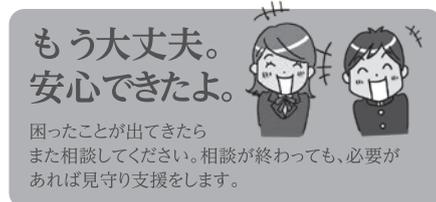
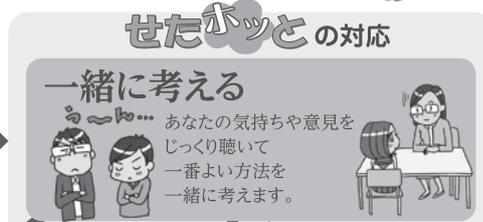
子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホット」に話してみませんか。（自分のことでなくても大丈夫です）

秘密は必ず守ります。 ※お金はかかりません

例えば、こんなとき…



つらい、悲しい気持ちになったら…



8 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とされ、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定されています。

月に1回から2回程度開催しており、機関運営に関すること、個別ケースへの対応方針、広報・啓発等について検討します。

案件対応に関しましては、独任制を基本としますが、それぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討していきます。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めていきます。

今年度は19回開催しました。

擁護委員会議の開催回数

月	H26/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27/1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	1	1	2	1	2	1	2	1	19

委員の勤務日ごとに、新規案件や継続案件について話し合いを行いますので、実際の個別ケースの検討は、ほぼ毎日といえます。擁護委員会議は、それらについて全体で協議する会議体として機能しています。

II

相談活動状況

1 相談の状況

2 権利の侵害を取り除くための申立て等

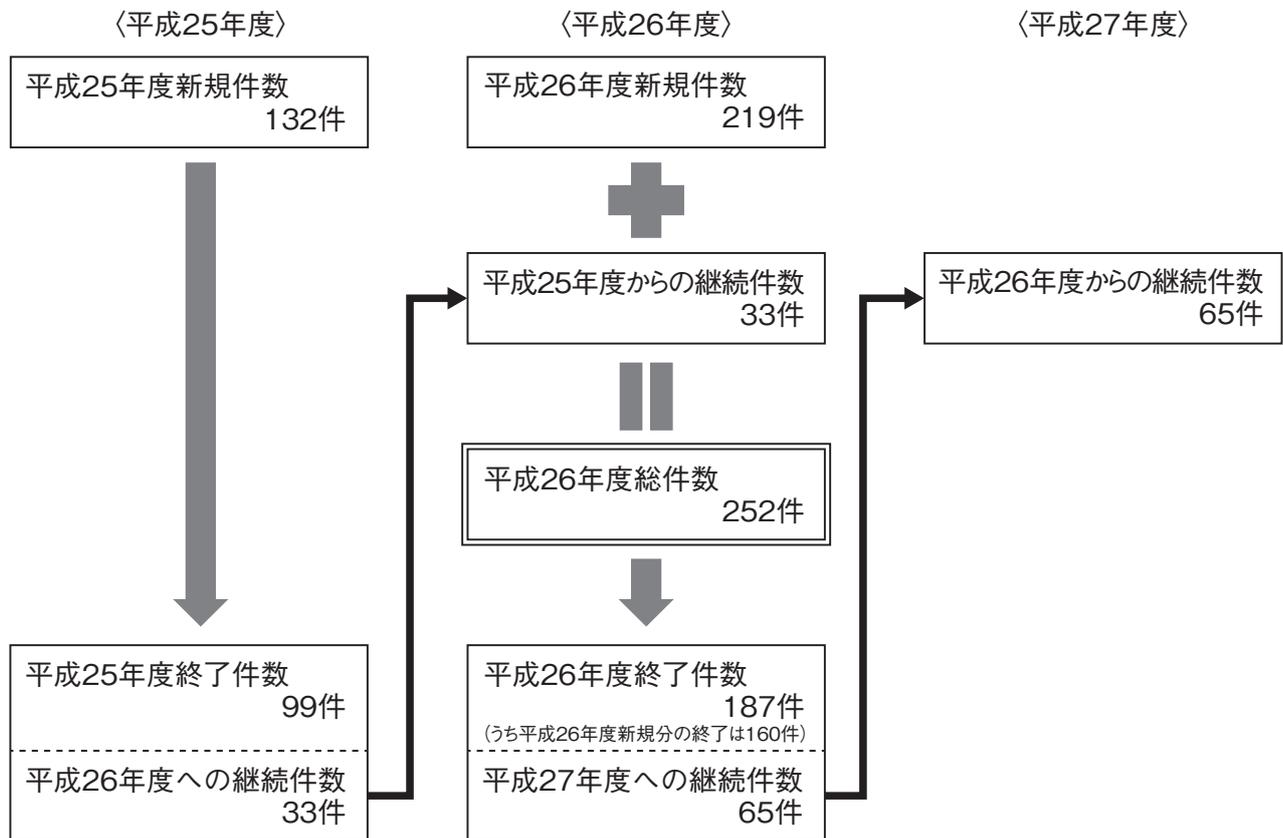
3 相談内容の分析

II 相談活動状況

1 相談の状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの相談活動の状況は、平成25年度（平成25年7月1日～平成26年3月31日）の相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況



(2) 平成26年度の新規件数

平成26年度の新規件数は219件でした。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	3 (2.2%)	2 (2.4%)	5 (2.3%)
5月	4 (3.0%)	9 (10.7%)	13 (5.9%)
6月	3 (2.2%)	4 (4.8%)	7 (3.2%)
7月	3 (2.2%)	6 (7.1%)	9 (4.1%)
8月	1 (0.7%)	4 (4.8%)	5 (2.3%)
9月	43 (31.9%)	9 (10.7%)	52 (23.7%)
10月	32 (23.7%)	14 (16.7%)	46 (21.0%)
11月	21 (15.6%)	8 (9.5%)	29 (13.2%)
12月	12 (8.9%)	5 (6.0%)	17 (7.8%)
1月	7 (5.2%)	3 (3.6%)	10 (4.6%)
2月	4 (3.0%)	10 (11.9%)	14 (6.4%)
3月	2 (1.5%)	10 (11.9%)	12 (5.5%)
合計	135 (100.0%)	84 (100.0%)	219 (100.0%)

(3) 平成26年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数219件に前年度からの継続33件を加えた252件について、延べ相談回数は979回（初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどの相談回数）、相談者への活動回数は341回（「せたホッと」から相談者に対して連絡をした回数）関係機関との活動回数は406回（学校や区の他部署等の関係機関とやり取りを行った回数）、そのすべてを合わせた総活動回数は1,726回となりました。

なお活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

	延べ相談回数 ※			相談者への活動回数 ※			関係機関との活動回数 ※	総活動回数 ※
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	29 (5.5%)	26 (5.8%)	55 (5.6%)	4 (2.1%)	13 (8.8%)	17 (5.0%)	20 (4.9%)	92 (5.3%)
5月	52 (9.9%)	47 (10.4%)	99 (10.1%)	13 (6.7%)	8 (5.4%)	21 (6.2%)	24 (5.9%)	144 (8.3%)
6月	26 (4.9%)	39 (8.6%)	65 (6.6%)	8 (4.1%)	9 (6.1%)	17 (5.0%)	25 (6.2%)	107 (6.2%)
7月	32 (6.1%)	38 (8.4%)	70 (7.2%)	12 (6.2%)	10 (6.8%)	22 (6.5%)	22 (5.4%)	114 (6.6%)
8月	22 (4.2%)	36 (8.0%)	58 (5.9%)	12 (6.2%)	26 (17.7%)	38 (11.1%)	33 (8.1%)	129 (7.5%)
9月	84 (15.9%)	30 (6.6%)	114 (11.6%)	35 (18.0%)	5 (3.4%)	40 (11.7%)	18 (4.4%)	172 (10.0%)
10月	79 (15.0%)	38 (8.4%)	117 (12.0%)	28 (14.4%)	8 (5.4%)	36 (10.6%)	23 (5.7%)	176 (10.2%)
11月	92 (17.5%)	46 (10.2%)	138 (14.1%)	43 (22.2%)	16 (10.9%)	59 (17.3%)	34 (8.4%)	231 (13.4%)
12月	41 (7.8%)	36 (8.0%)	77 (7.9%)	25 (12.9%)	13 (8.8%)	38 (11.1%)	35 (8.6%)	150 (8.7%)
1月	22 (4.2%)	15 (3.3%)	37 (3.8%)	6 (3.1%)	5 (3.4%)	11 (3.2%)	29 (7.1%)	77 (4.5%)
2月	25 (4.7%)	34 (7.5%)	59 (6.0%)	4 (2.1%)	18 (12.2%)	22 (6.5%)	65 (16.0%)	146 (8.5%)
3月	23 (4.4%)	67 (14.8%)	90 (9.2%)	4 (2.1%)	16 (10.9%)	20 (5.9%)	78 (19.2%)	188 (10.9%)
合計	527 (100.0%)	452 (100.0%)	979 (100.0%)	194 (100.0%)	147 (100.0%)	341 (100.0%)	406 (100.0%)	1,726 (100.0%)

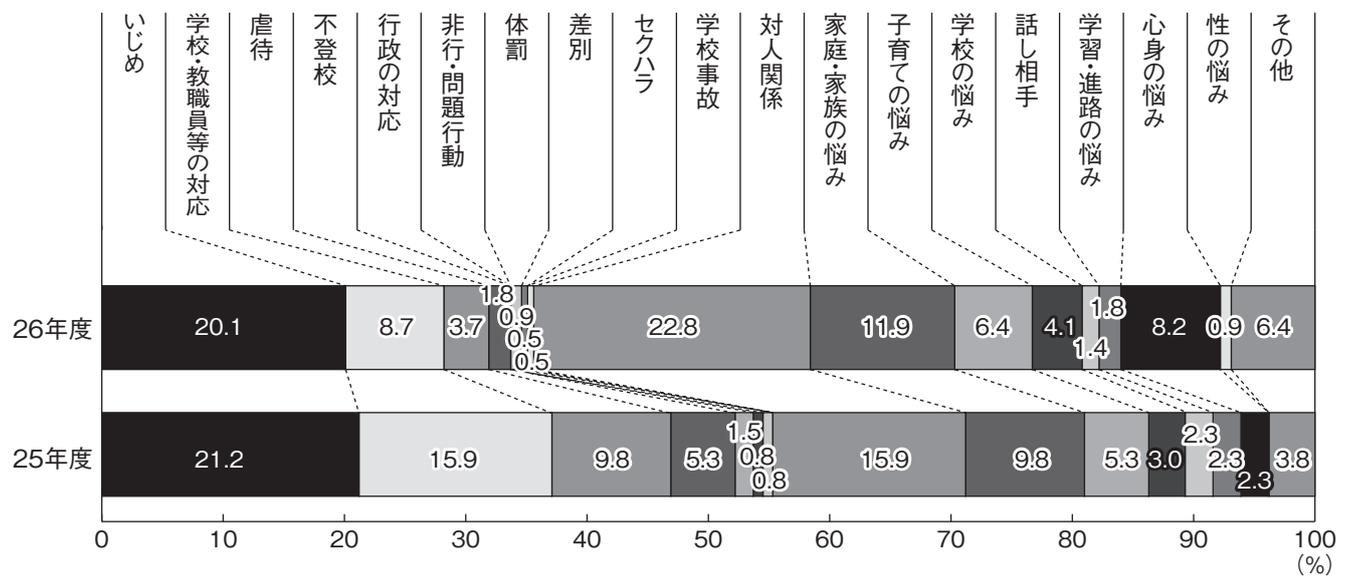
※新規件数に前年度からの継続件数33件を加えた252件に対する回数

☆次ページより、平成26年度の集計表及び、平成26年度と平成25年度の比較グラフを掲載しています。平成25年度の相談活動期間は9ヶ月間であり、平成26年度の相談活動期間は12ヶ月と活動期間が異なるため、平成25年度のグラフについては相談の割合（%）を掲載しています。

表① 相談の内容

平成26年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係」(50件、22.8%)でした。続いて、「いじめ」(44件、20.1%)、「家庭・家族の悩み」(26件、11.9%)、「学校・教職員等の対応」(19件、8.7%)、「心身の悩み」(18件、8.2%)となりました。昨年度同様、「いじめ」が全体の2割を占める傾向は変わりありませんでしたが、最も多く寄せられたものが「対人関係」になったのは、子どもからの相談内容が多いのと、表④「初回の相談者が子どもの場合の相談内容」に起因すると思われます。

権利侵害に関わる相談									
いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
44 (20.1%)	19 (8.7%)	8 (3.7%)	4 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
その他の相談									
対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
50 (22.8%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	9 (4.1%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	18 (8.2%)	2 (0.9%)	14 (6.4%)	219 (100.0%)

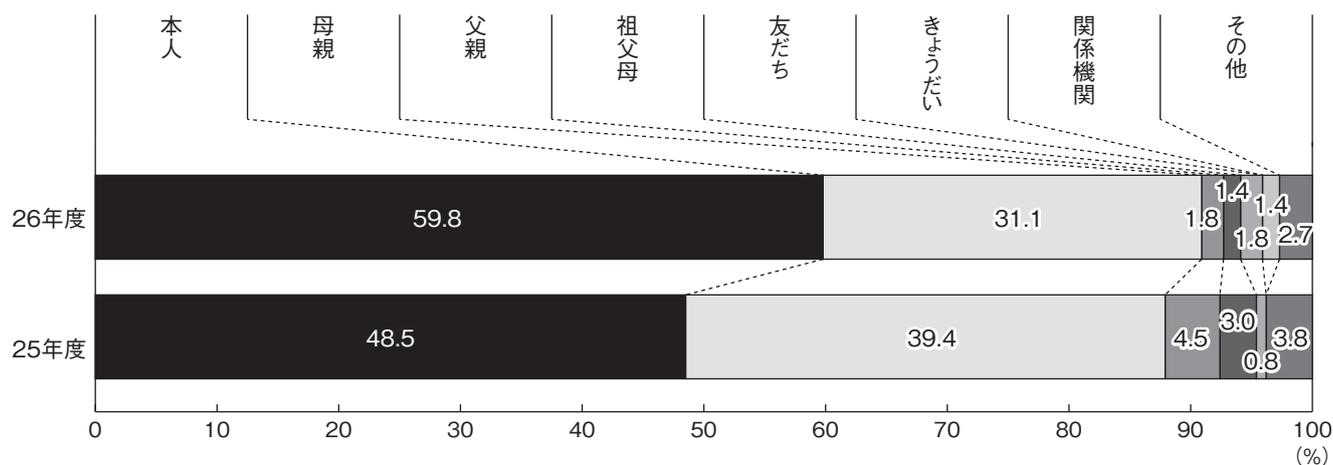


表② 初回の相談者

昨年度は、子どもからの相談件数とおとなからの相談件数がほぼ同数でしたが、今年度は、子ども本人からの相談件数が全体の約6割（131件、59.8%）を占めました。続いて、母親（68件、31.1%）、父親、きょうだい（4件、1.8%）となりました。

また、関係機関（3件、1.4%）、その他（6件、2.7%）からの相談もありました。関係機関の内訳としては「児童福祉施設」「区機関」「学校」から相談が寄せられました。その他の内訳としては、「近隣住民（おとな）」や「弁護士」などがありました。

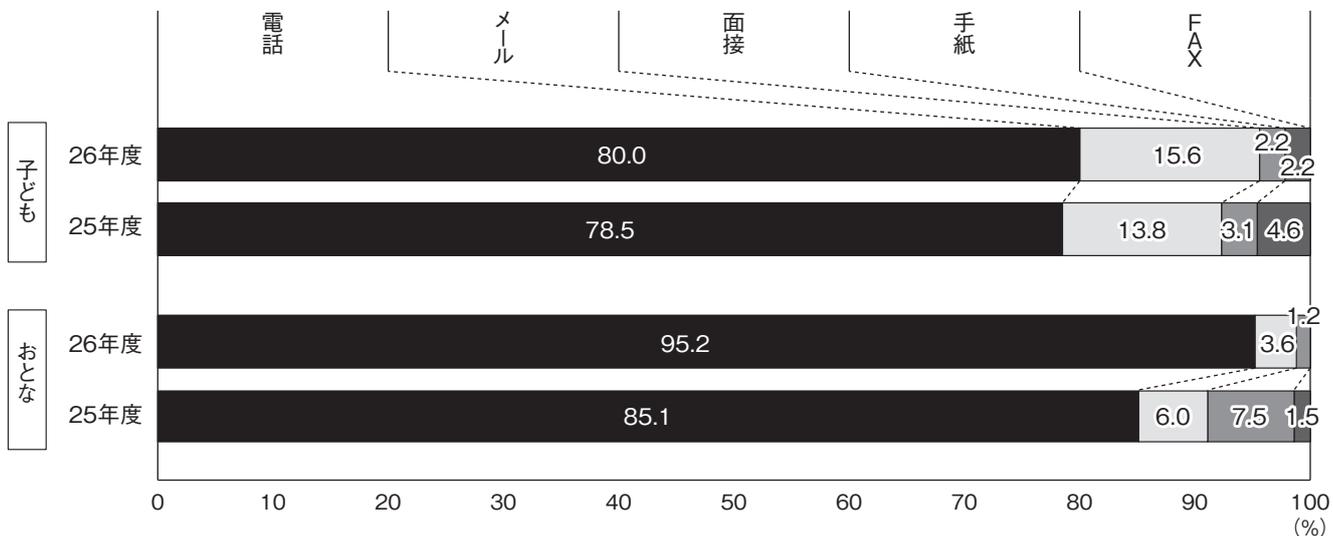
本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
131 (59.8%)	68 (31.1%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)



表③ 初回の相談方法

初回の相談方法としては、電話が全体の9割弱（188件、85.8%）を占めており、続いて、メール（24件、11.0%）、面接（4件、1.8%）、手紙（3件、1.4%）となりました。昨年度と比較すると、子どもでは、メール、電話による相談の割合が増加し、おとなでは電話による相談の割合が増加しています。

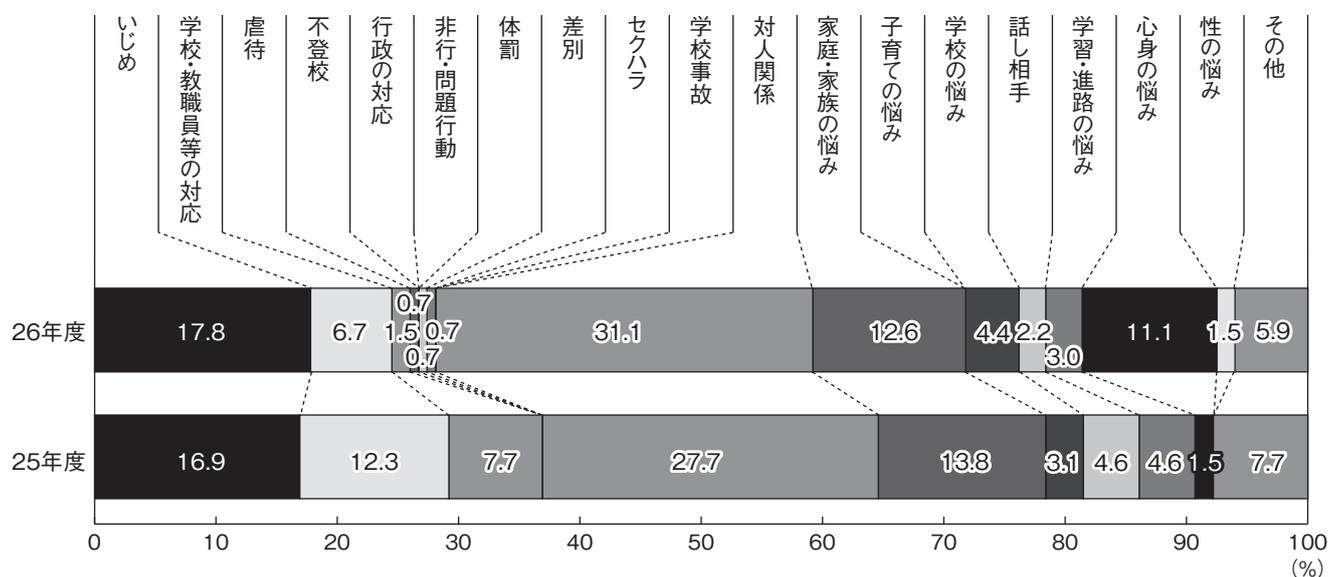
	電話	メール	面接	手紙	F A X	合計
子ども	108 (80.0%)	21 (15.6%)	3 (2.2%)	3 (2.2%)	0 (0.0%)	135 (100.0%)
おとな	80 (95.2%)	3 (3.6%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	84 (100.0%)
合計	188 (85.8%)	24 (11.0%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	219 (100.0%)



表④ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

初回の相談者が子ども（本人131件、友だち4件）の場合、相談の内容は「対人関係」（42件、31.1%）が最も多くなり、続いて「いじめ」（24件、17.8%）、「家庭・家族の悩み」（17件、12.6%）と、昨年度と同様の傾向が見受けられました。

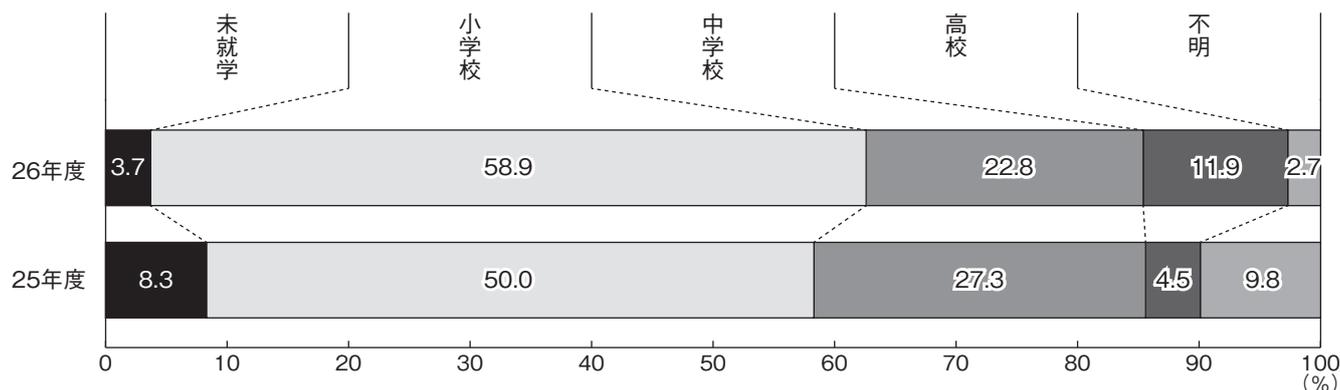
権利侵害に関わる相談									
いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
24 (17.8%)	9 (6.7%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他の相談									
対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
42 (31.1%)	17 (12.6%)	0 (0.0%)	6 (4.4%)	3 (2.2%)	4 (3.0%)	15 (11.1%)	2 (1.5%)	8 (5.9%)	135 (100.0%)



表⑤ 相談対象となる子どもの所属

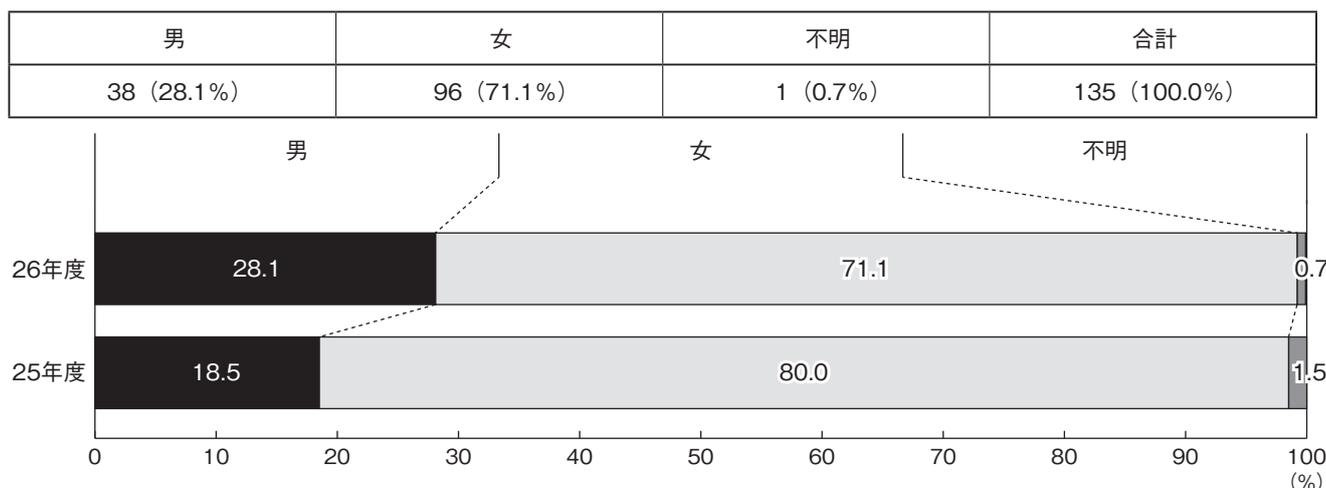
最も多かったのは小学校に在学している子どもに関する相談で、全体の6割弱（129件、58.9%）となりました。次に中学校（50件、22.8%）、高校（26件、11.9%）となり、昨年度より高校生に関する相談が多くなりました。

未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
8 (3.7%)	129 (58.9%)	50 (22.8%)	26 (11.9%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)



表⑥ 初回の相談者が子どもの場合の性別

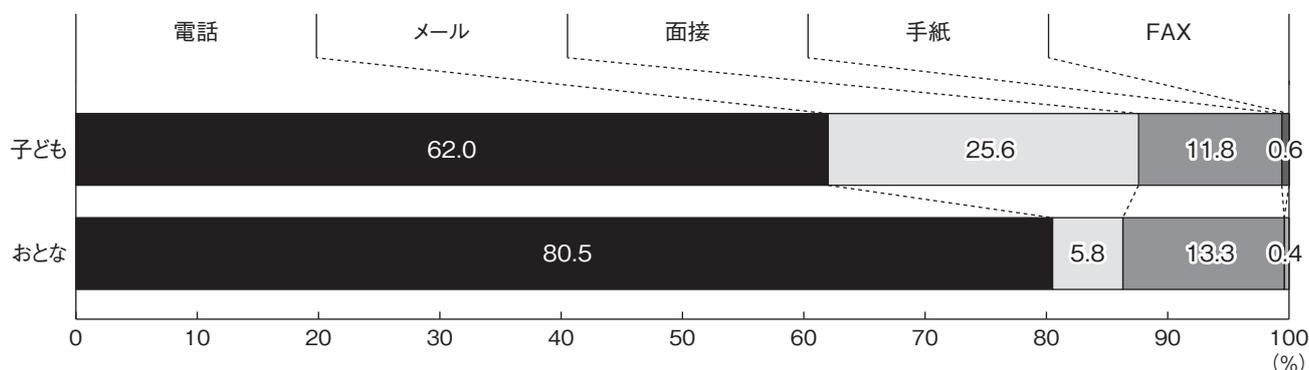
新規相談件数219件のうち子ども（本人131件、友だち4件）からの相談の男女の内訳としては、女子からの相談が約7割になり、割合としては昨年度に比べるとやや減り、男子が1割程度増加しました。



表⑦ 延べ相談回数と相談方法

相談者からの相談方法で最も多いのは、子どももおとなも電話でした。続いて、子どもはメールが多く、おとなの5倍以上となっています。また、手紙は子どもからのみであり、FAXはおとなからのみでした。

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	327 (62.0%)	135 (25.6%)	62 (11.8%)	3 (0.6%)	0 (0.0%)	527 (100.0%)
おとな	364 (80.5%)	26 (5.8%)	60 (13.3%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	452 (100.0%)



表⑧ 相談者との相談方法

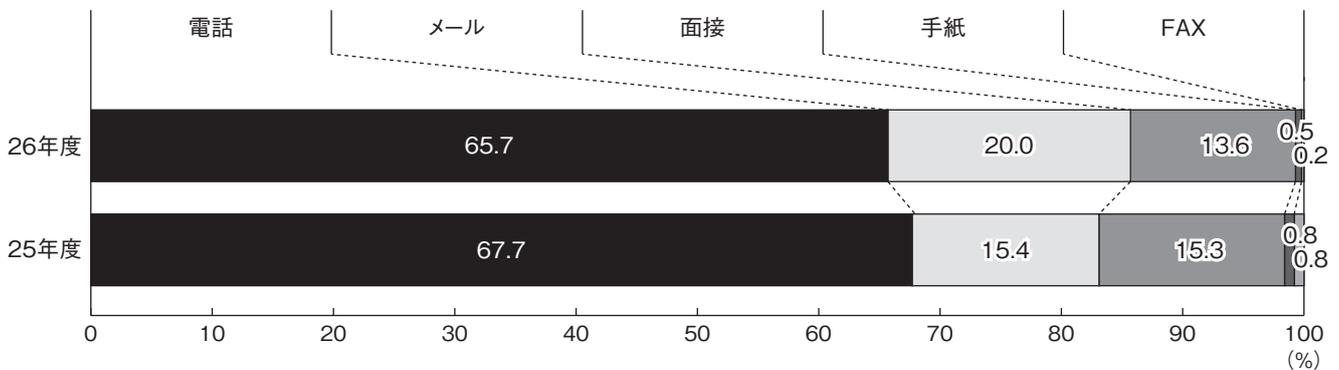
「せたホット」から相談者への電話連絡では、おとなへの連絡が圧倒的に多いです。それは、子どもが自分の携帯電話を持っていることが少ないため、本人に直接電話ができないという背景もあります。また面接では、「せたホット」での所内面接が多いですが、訪問して面接することもあります。

	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから	所内面接	訪問面接	相談者から	せたホットから	相談者から	せたホットから		
子ども (%)	327 (45.4%)	30 (4.2%)	135 (18.7%)	145 (20.1%)	62 (8.6%)	15 (2.1%)	3 (0.4%)	4 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	721 (100.0%)	1,320
合計	357 (49.5%)		280 (38.8%)		77 (10.7%)		7 (1.0%)		0 (0.0%)			
おとな (%)	364 (60.8%)	118 (19.7%)	26 (4.3%)	21 (3.5%)	60 (10.0%)	6 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	599 (100.0%)	
合計	482 (80.5%)		47 (7.8%)		66 (11.0%)		1 (0.2%)		3 (0.5%)			

表⑨ 委員・専門員の総活動回数（方法別）

「せたホッと」の活動は6割強が電話（1,134回、65.7%）で、次にメール（346回、20.0%）、面接（235回、13.6%）となりました。

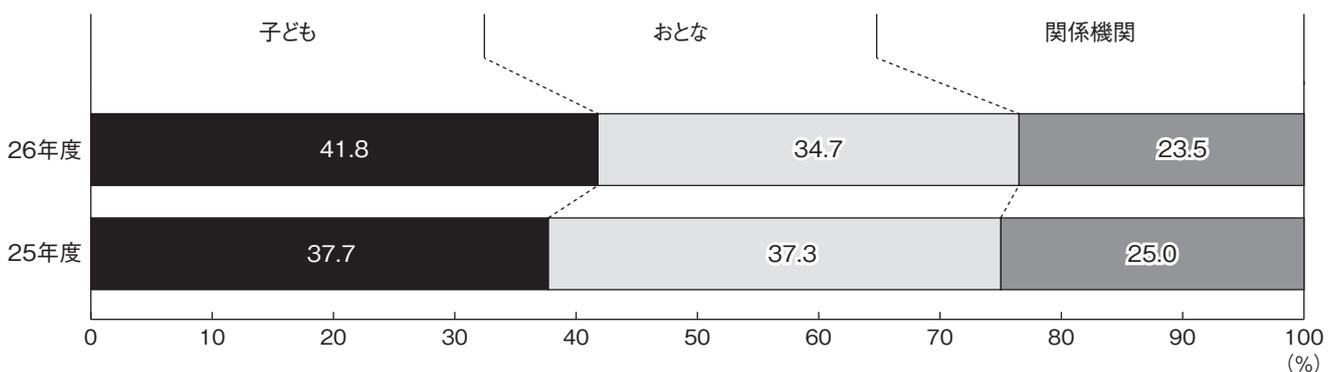
電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
1,134 (65.7%)	346 (20.0%)	235 (13.6%)	8 (0.5%)	3 (0.2%)	1,726 (100.0%)



表⑩ 委員・専門員の総活動回数（対応先別）

委員や専門員の相談対応は、子どもが4割以上（721回、41.8%）となり、次におとな（599回、34.7%）、関係機関（406回、23.5%）となりました。

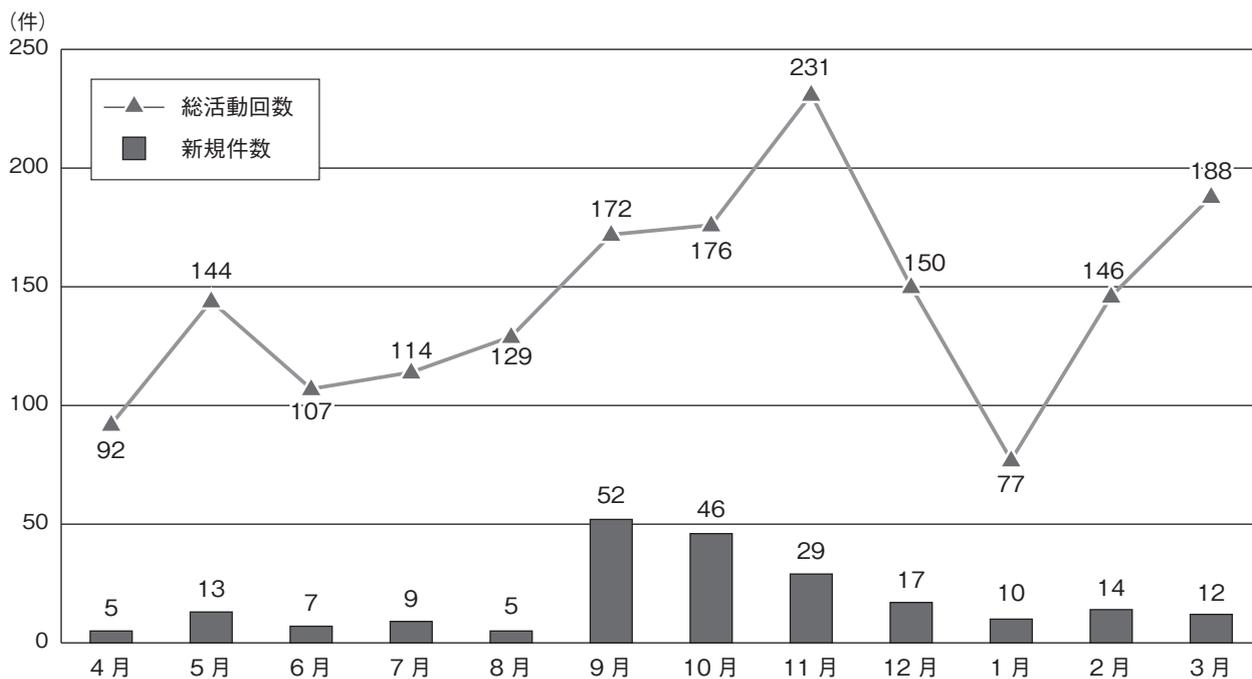
子ども	おとな	関係機関	合計
721 (41.8%)	599 (34.7%)	406 (23.5%)	1,726 (100.0%)



表⑪ 新規件数と総活動回数の月別推移

新規件数		総活動回数※
5 (2.3%)	4月	92 (5.3%)
13 (5.9%)	5月	144 (8.3%)
7 (3.2%)	6月	107 (6.2%)
9 (4.1%)	7月	114 (6.6%)
5 (2.3%)	8月	129 (7.5%)
52 (23.7%)	9月	172 (10.0%)
46 (21.0%)	10月	176 (10.2%)
29 (13.2%)	11月	231 (13.4%)
17 (7.8%)	12月	150 (8.7%)
10 (4.6%)	1月	77 (4.5%)
14 (6.4%)	2月	146 (8.5%)
120 (5.5%)	3月	188 (10.9%)
219 (100.0%)	合計	1,726 (100.0%)

※新規件数に前年度からの継続件数等33件を加えた252件に対しての回数



2 権利の侵害を取り除くための申立て等

平成26年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申立てを1件受理しました。また、この申立てを受け、同第20条1項に基づく調査を行いました。

3 相談内容の分析

平成26年度はリーフレットやカードを世田谷区内の私立を含めた小学・中学・高等学校に配布した9月以降に新規の相談が集中しました。昨年度から引き継いだケースが33件あったため、カードやリーフレットを配る前から、学校などの関係機関とのやり取りは月に100回近くありました。平成26年度に受けた新規の相談件数は219件で、委員と専門員の総活動回数は1,726回になりました。昨年と比べると、新規相談件数は月平均4件の割合で増えています。カードを配布したときはもちろんですが、新学期が始まって、少し経過した5月から相談が増え、学校が長期で休みになる夏休みや冬休みは新規の相談が少なくなる傾向があるようです。

小学生に関わる相談が本年度も一番多く、半数を超え、ついで中学生の順となりますが、26年度はメール相談の件数が増えたこともあり、高校生からの相談の割合が増えています。

新規の相談方法は、子どもからもおとなからも「電話」が一番多く、合わせると85%を超えています。しかし、子どもに関しては、昨年度に比べ、メールでの相談の割合が増えています。メールなどの相談しやすい方法を利用してもらい、「直接話すのはちょっと難しい」「ゆっくりと話す時間が取れない」といった理由で電話では相談のしづらい子どもたちと今後もつながっていけるよう、電話以外の相談方法があることを広報していきます。

相談の内容は、「対人関係に関する悩み」が最も多く、続いて「いじめ」となっています。今年度は「心身の悩み」について子ども本人から相談が来るケースが多く見られました。自分に対しての自信の無さや、自分ではコントロールができない症状についての不安などが語られています。

初回の相談者は、子ども本人やその友達など子どもから来るケースが多く、60%を超えています。続いて母親からの相談が多く、31%です。また、平成26年度は、行政職員や学校といった関係機関や、弁護士からの相談も来ています。

子どもからの直接の相談が6割を超えていることは、まさに「せたホッと」が、子どもたちがホッとできる場所になりつつあるということなのかもしれません。子どもの問題は、おとなの問題とは異なり、迅速に、かつ、教育的に解決していかなければなりません。調査は、むしろ解決のための方策を考える手段となります。いろいろな情報がなければ、どう解決していったらいいかわからないからです。権利侵害に関わる相談の内容は様々なものがあります。虐待とまではいえなくても家庭や家族に悩みを抱えている場合、学校の先生の指導方法について悩みを抱えている場合、クラスが荒れてしまい、どうしたらいいか悩んでいる場合などがありました。

事例紹介のページでは、個人を特定できないように、いくつかみられる特徴的な事例を加工したり、まとめたりしていますが、子ども達の悩みをじっくりと聴き、一緒に解決方法を探して子どもに寄り添っていく「せたホッと」の活動を説明しています。

Ⅲ

相談対応、調査・調整活動状況

- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携
- 3 意見表明

Ⅲ 相談対応、調査・調整活動状況

1 事例紹介

※プライバシー保護のため、内容等は加工してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
事例① 本人 高校生 心身の悩み メール	<p>【相談内容】 子ども本人からメールで「自分に自信が持てない。他人の顔色ばかり伺ってしまう。ネガティブなことを考え、家でも学校でも辛く、学校の友だちといっても楽しくない。」というような相談が寄せられました。「せたホッと」とメールをやり取りしていくうちに、様々な問題行動があり、「自分でもやめたいのにやめられない」ということがわかってきました。</p> <p>【せたホッとから】 「せたホッと」は子どものやめたいのにやめられない気持ちに寄り添い、何ができるかを共に考え、メールのやり取りを続けました。そうした中で、少しずつですがだんだん心が落ち着いてきたとのことでしたので、いつでも困ったときにはメールをしてもらいたいと伝え、相談を終えました。</p>
事例② 本人 高校生 家庭・家族の悩み 電話	<p>【相談内容】 「進学先について自分の希望と母の希望が一致しないため、家庭内で毎晩のように言い争いになってしまい、どのように折り合いをつければいいかわかりません」という電話相談がありました。このままでは受験勉強のモチベーションも上がらず、高校も休みがちになってしまっているため、きちんと母と話し合いをしたいということでした。</p> <p>【せたホッとから】 母ときちんと話し合いしたいという気持ちを支持し、母との話し合いに向けてどのような言い方ができたら、自分の想いが伝わっていくかなど、本人の気持ちを整理しながら一緒に考えていきました。</p>
事例③ 本人 中学生 その他 電話	<p>【相談内容】 「携帯電話でツイッターをいじっていたら変なサイトに入ってしまった、登録したつもりはないけれど、高額な料金請求のメールがたくさん届くようになってしまった」という電話相談がありました。そのメールに返信をしてしまったことで、自宅まで請求に来るのではないかと不安が高くなり、混乱している様子でした。</p> <p>【せたホッとから】 個人情報を登録し、契約していなければ、そのメールは迷惑メールととらえていい、返信をしないで無視してかまわない、万が一何かあったときには警察に連絡して欲しいことなどを伝えました。少し安心した様子で、ほかのこともいろいろ話してくれた後、電話を終えました。</p>

<p>事例④ 母親・本人 小学生 学校・教職員等の 対応 電話・面接</p>	<p>【相談内容】 担任がいつも同じ子どもばかりを怒っているため、子どもたちの中でも仲間はずれが起きてしまっているようで心配ですという電話相談がありました。担任の怒り方に子どもが怖がっており、学校へ行きたくないと言っているとのことでした。</p> <p>【せたホッとから】 委員と専門員で子ども本人に会いました。子どもから担任の怒り方やそのときの気持ちを具体的に聞くことができました。学校へ訪問し、状況の確認や指導方針について話し合いを行い、子どもの受け止め方を伝え、学校における対応をお願いしました。「せたホッと」としても、子ども本人が安心できるまで継続して見守ることとしました。</p>
<p>事例⑤ 母親・本人 小学生 いじめ 電話・面接</p>	<p>【相談内容】 「子どもが身に覚えのない行為について友だちに責められたことをきっかけに、友だちの輪から仲間はずれにされています。どうしたらいいのでしょうか」という電話相談がありました。</p> <p>【せたホッとから】 学校と連絡を取り、状況の確認を行って行く中で、子ども同士がお互いに嫌なことを言い合ったり、仲間はずれにしているような状況が見えてきました。学校には子どもたちの見守りをお願いすると共に、“いじめ予防授業”の提案を行いました。また、子ども本人ともよく話し合いながら、友だち関係について一緒に考え、本人が自信を回復できるように支援しました。</p>
<p>事例⑥ 父親・母親・本人 中学生 いじめ 電話・面接</p>	<p>【相談内容】 「先輩から悪口を言われていることを学校に相談していましたが、子どもが朝学校へ行こうとするとお腹が痛くなって行けなくなる日が増えてしまいました。先が見えないので、転校も考えています」という電話相談がありました。</p> <p>【せたホッとから】 委員と専門員が本人の気持ちを面接で確認したところ、勉強の遅れにも繋がってしまうので早く学校へ行きたいとのことでした。「せたホッと」からは、まずは何より本人の体調が心配であるため、無理をせず過ごして欲しいことを伝えました。本人と学校と今後の対応について話し合いを重ね、先生に、悪口を言う先輩への指導と、勉強が遅れないようフォローをしていただくことになりました。様々な方向性をともに考えた結果、ご家族の意向で学年が上がると同時に転校することとなりました。</p>
<p>事例⑦ 母親 小学生 学校・教職員等の 対応 電話・面接</p>	<p>【相談内容】 「子どもが帰ってきて、授業中に複数の児童から叩かれたり、嫌なことをされると聞きました。学級全体が騒がしく、授業中でも歩き回っていたり、悪口が飛び交っているため子どもを学校へ行かせることが心配で、安心して学校へ通わせることができません」という電話相談がありました。</p> <p>【せたホッとから】 委員と専門員で早急に学校へ訪問し、校長・副校長や担任の先生と学校の体制や学級運営等について話し合いました。同時に相談者からも近況を聞かせていただきながら、定期的に学校へ訪問し、担任と協力しながら個々の子どもへの対応を慎重に検討し、クラスの様子を見守っていきました。</p>

<p>事例⑧ 本人 中学生 虐待 電話</p>	<p>【相談内容】 「母からたたかれて辛いです」と泣きながら相談電話がかかってきました。お姉ちゃんが帰宅するまで母と接したくないので、部屋から電話をかけているとのことでした。</p> <p>【せたホッとから】 本人の辛い気持ちに寄り添いながら、詳しくお話を聞かせてもらおうと、子ども家庭支援センターの職員とも会ったことがあるとのことでした。何かあったらいつでも電話をかけてきて欲しいことを本人に伝え、姉が帰宅したとのことで一度電話を終えました。</p> <p>その後、色々やりとりをする中で子ども家庭支援センターとも連携することができ、「せたホッと」は子どもの困り事について本人の話を受け止めることとなりました。その後も家庭の悩みだけに留まらず、学校や習い事等での悩みについても頻繁に電話をかけてきてくれるようになりました。</p>
<p>事例⑨ 本人 中学生 対人関係 手紙・メール</p>	<p>【相談内容】 「今まで仲の良かった友だちから『もう一緒にはいられない』と言われてしまいました。その子はずっと私の恋愛相談にのってくれていたのですが、私がいつまでたっても告白したりしないためにイライラしてしまったのではないかと思います。今の私は別の男子のことが気になっています。でも、そのことを友だちに言うとあきれられてしまいそうな気がしています。できることなら、友だちとも以前のように仲良くしたいし、気になっている男子とも仲良くなりたいと思っているのですが、どうしたらいいのでしょうか」という内容の手紙が届きました。</p> <p>【せたホッとから】 「せたホッと」は、子どもから送ってほしいと手紙に書いてあったメールアドレスにメールを送りました。その後、数回のやりとりを通して自分の気持ちを大切にしたいことを伝えるとともに、相手の気持ちも尊重して欲しいこと、人にはそれぞれに違った気持ちや考え方があることなどについて、話し合いました。</p>
<p>事例⑩ 本人 小学生 対人関係 電話</p>	<p>【相談内容】 「小さい頃から仲良しの5人組のうちの1人が最近がちょっと仲間外れにされている感じがして、このまま悪化するといじめになってしまうのではないかと心配です」という電話相談がありました。昔から5人でやっているお手紙交換をその子だけ仲間に入れずに進めてみたり、その子にだけ嘘をついたりする子がいるとのことでした。</p> <p>【せたホッとから】 本人の話を丁寧に聴きながら、仲良しグループの中で起きている人間関係の変化に気づき、相談してくれてありがとうと伝えました。本人としては、また仲良しの5人に戻りたいという想いが強かったので、どうしたらその想いを伝えられそうかを一緒に考えました。本人から、「言えそうなときがあるかもしれないので伝えてみます。また連絡します」と返答をもらい、電話を終えました。後日、「みんなで話し合って、今は前のように仲良く過ごせています」との電話がありました。</p>

2 関係機関との連携

「せたホッと」へ寄せられる相談の中には、相談者と委員・専門員とのやり取りの中で、「話を聞いてもらえて良かった」「不安が解消された」等、解決に向かっていくものもありますが、学校や家庭のことなど相談の内容によっては、世田谷区内・外の子どもに関わる関係機関に働きかけを行い、子どもの最善の利益のために、連携しながら活動するものもあります。

例えば、子どもへの虐待が疑われる相談については、「児童虐待防止法」に基づき、世田谷区の子ども家庭支援センター*へ通告を行うとともに、児童相談所や子ども家庭支援センター等と連携し、子どもへの対応について見守る関係機関のひとつとして役割を担っています。平成26年度は、世田谷区内5地域にある子ども家庭支援センターのうち、4ヶ所と連携し、子どもの虐待に関わる対応を行ってきました。

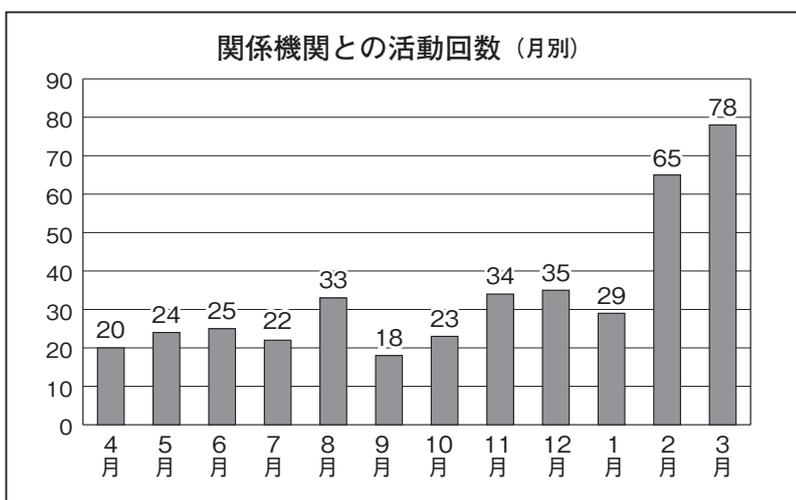
いじめなど学校における子どもの相談については、世田谷区の「子ども条例」に基づき、在籍学校へ対応を依頼することがあります。また、私立の学校へも、世田谷区の「子ども条例」へのご理解をいただきながら、子どもの最善の利益のために協力を依頼することもあります。平成26年度は、区立小学校12ヶ所、区立中学校5ヶ所、私立学校2ヶ所に子どものことについて相談があったことをお伝えし、お話を伺いながら今後のことについて検討し、対応していただきました。

他には学校、児童福祉施設、区機関といった関係機関から直接「せたホッと」に相談が入り、連携しながら活動を行うこともありました。相談の内容はさまざまですが、今後も区内の連携の中で、このようなケースが増えていくことが予想されます。

また、いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行され、世田谷区においても、いじめ防止基本方針を平成26年3月に定めました。基本方針では、「せたホッと」も学校や教育委員会、その他の関係機関と連携し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「家庭・地域との連携」といった、いじめの問題に取り組んでいくことが期待されています。

平成26年度は「いじめ」の相談に関わって、学校や教育委員会および、その他の子どもに関わる関係者等への活動を計213回行っています。法律の制定を受け、今後もこのような活動が増えていくことが予想されます。「せたホッと」では、「いじめ予防授業」など、子どもの権利の普及・啓発を通じたいじめ予防の取り組みを行うとともに、相談を受けた場合には、子どもを解決の主体として捉え、その子自身が本来持つ力を取り戻していけるよう、子どもの話を丁寧に聴き取り、その気持ちを代弁していくことを通して、子どもを中心とした問題解決を行っていきます。

*「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。



関係機関例	
教育 関連	子どもの在籍学校
	教育委員会
	教育相談室
	適応指導教室（ほっとスクール）
区 機関	健康づくり課
	生活支援課（子ども家庭センター）
	発達障害相談・療育センター げんき
都 機関	世田谷児童相談所

3 意見表明

「せたホッと」は、区の特別支援教育のあり方について、世田谷区子ども条例第21条2項の規定に基づき、意見を提出しました。

提出先 世田谷区長、世田谷区教育委員会

提出日 平成27年3月30日

(内容はP21～P25に掲載)

意見表明通知書

26世家庭子人権第7号
平成27年3月30日

世田谷区子どもの人権擁護委員
一場 順子
月田 みづえ
半田 勝久

世田谷区内の区立学校における通常の学級の特別支援教育について、世田谷区子ども条例第21条第2項の規定に基づき、以下の意見を表明するので通知します。

意見

すべての子どもの教育を受ける権利は、障がいのあるなしにかかわらず保障されなければなりません。障がいのある子ども本人や保護者が通常の学級で学習することを希望するときその希望に応えられるように、また、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子ども¹⁾が必要に応じた教育的支援を受けられるように、体制を整備することは、喫緊の課題となっています。

世田谷区子どもの人権擁護委員は、区立学校に通うすべての子どもの教育を受ける権利がこれまで以上に保障されるよう、次の意見を表明します。

- 一、通常の学級に配置される特別支援教育に関する人的支援として、学校包括支援員（学校支援員）、支援要員、区費講師、ボランティアなどの抜本的増員を図ること。
- 一、特別支援教育の推進に関わる人的支援制度については、体制を整備し、支援を必要とする子どもの教育にあたるすべての学校が利用しやすくすること。
- 一、子ども本人や保護者、教職員など特別支援教育の推進に関わる方々が、「子どもの最善の利益の実現」の観点からパートナーシップを組み、教育的支援に取り組めるよう仕組みを整備すること。

意見の理由

1 特別支援教育の実状

現在、世田谷区が実施している特別支援教育における交流及び共同学習は、障がいのない子を通常の学級に、障がいのある子を特別支援学級（固定学級）に在籍させた上で、交流学級において、双方の交流の機会を確保する取り組みです。この取り組みそのものは文部科学省の指針に沿ったものです。この取り組みに基づき、世田谷区内の学校は、平成26年には、ほぼ半数の区立小・中学校に特別支援学級を設置しています。特別支援学級においては、障がいのある子ども一人ひとりの個別的ニーズにあわせた個別指導計画に基づき教育活動を実施していま

1) 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月23日

す。そのうえで、通常の学級と特別支援学級の交流活動も取り組まれています。

交流及び共同学習における教育についての問題点は以下のようなことが考えられます。例えば、週1回の昼食時の交流学級を行うような場合、ふれあいの機会を増やす意義はありますが、いつもは教室にはない椅子を他の場所からもってきて、一緒に食べる形式では、特別支援学級の子どもたちは、時折来るお客様のようになってしまいます。また、入学式や卒業式、運動会などの行事において、特別支援学級の子どもたちは、あくまで、通常の学級とは別の学級として区別されて、共生意識をはぐくみにくい場合もあります。

このような教育は、子どもの障がいを実際立たせてしまうおそれがあります。実際、登下校で出会った子どもが特別支援学級の子どもの口調をまねてからかったり、挨拶をしに近寄るとあからさまに避けたりしたという体験を語る保護者もいらっしゃいました。そういった体験を本人や保護者が苦痛に感じる場合があります。

また、就学に際して、障がいのある子どもと保護者が、通常の学級へ通うことを希望するとき、保護者の付き添いが求められることがあり、保護者の就労や経済的事情などの理由で付き添いができない場合は、通常の学級へ通うことを事実上拒否される結果となります。通常の学級を希望しても特別支援学級に通学するしかないということになれば、障がいのあることを理由に子どものニーズに合わない教育を受けることになり、子どもの権利条約第3条に反し、子どもの最善の利益を実現できないこととなります。

また、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子どもは、通常の学級に在籍していますが、学習障がいや、注意欠陥多動性障がい、自閉症などの発達に課題を有しているなどの理由で個別的な学習指導や対人関係を中心とする特別な支援が必要な場合も少なくありません。集団適応に問題を抱えているため、クラスで問題行動を起こしたり、クラスの子どもからいじめにあったり、逆にいじめたりすることがあります。ひとりの学級担任では、このような問題に十分対応できず、学級の運営が困難になり、特別な支援が必要になる場合もありますが、これらに対応するだけの体制が整えられていないのが実状です。

平成26年1月に、障害者の権利に関する条約が批准されました。また、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、平成25年6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行される予定です。地方公共団体としては、法律の趣旨にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進のために必要な施策を策定し、実施しなければならないとされており（同法第3条）、世田谷区としても積極的に取り組む必要があります。

また、区の教育委員会では、9年ぶりに特別支援教育について本格的に検討し「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」としてとりまとめましたが、今後、本意見表明通知書の内容を加味し、一層の取組みが望まれます。

2 インクルーシブ教育システム推進の意義

「さまざまな困難を抱える人たちを排除しないで受け入れていく社会をつくりだすには、その社会の一部である学校がインクルーシブなものでなければならない」²⁾といわれます。

サラマンカ宣言の基本原則の第7項は、「インクルーシブな学校の基本原則は、すべての子どもがそれぞれ持っている困難さや違いにもかかわらず、出来る限り一緒に学ぶべきであるとする点にあります。インクルーシブな学校は子どもの多様なニーズを承認しそれに応えなければならない」としています³⁾。

日本の中央教育審議会も、インクルーシブ教育システムにおいては、「同じ場で、共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」と述べています⁴⁾。

すべての子どもは地域の学校に行く権利をもっています。

すべての子どもの教育を受ける権利は、障がいのあるなしにかかわらず保障されなければなりません。同じ時代を生き、さまざまな問題について、考えて、共に解決する仲間がいることは、一人ひとりの生徒を大きく成長させます。自分のことを知り、他の人との違いを知ることは、集団の中で、自分ができることや、やるべきことは何かを考え、行動することにつながります。だれもが喜びや人の痛みを共有し、共感できる集団の中にいることが大事です。そのような教育の場は、一人ひとりがありのままで受け止められるような集団です。その意味から、希望するすべての子どもは、まずは、分離されることなく、同じ集団に所属することが大切です。そのうえで、障がいなどの特性に応じて、個別のカリキュラムが組まれることが望ましいといえます。

3 インクルーシブ教育システム実現に向けたこれからの課題

(1) 世田谷区の区立学校における特別な支援を必要とする子ども

平成26年5月1日現在の世田谷区の区立小学校は64校、中学校は29校、学級数は通常の学級は小学校が1,036学級、中学校が302学級で合計1,338学級、生徒数は小学校32,287人、中学校10,403人であり、合計42,690人となります。

平成26年度の特別支援学級の児童・生徒数は、情緒障がいの子どものなどを含めて小・中学校をあわせて1,067人です。

障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子どもは、通常の学級に通う児童・生徒の全体の6.5%であるとの報告（平成24年度文部科学省調査）があります⁵⁾。これによれば、世田谷区では、42,690人の6.5%の約2,774人の子どもが、通常の学級に在籍しているけれども学習面と行動面で著しい困難を示しているということになります。同調査によると校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されている推定値は、

2) 嶺井正也、シャロン・ラストマイヤー『インクルーシブ教育に向かって ―「サラマンカ宣言」から「障害者権利条約」へ』八月書館、平成20年、P.19

3) 同上、P.21

4) 前掲、中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会、平成24年

5) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果について」平成24年12月5日

この中の18.4%ということが報告されているので、世田谷区内においては、2,774人の18.4%すなわち約510人が特別な支援を必要とすると推定されることとなります。

(2) 教員に求められること

学習の内容の高度化や柔軟な教育プログラムの実施、障がいや子どもの家庭環境などの多様化に伴い、エキスパートとしての教員に求められることは、どんどん高度化しています。

たとえば、発達障がいのある子どもの特性を本人や他の子どもに理解してもらい、子どもどうしの自発的な協力関係が醸成されたとしても、個々に異なるすべての子どもの学習目標を達成するのは、力量ある教員でも、容易なことではありません。少しの感情のすれ違いでパニックを起こして動き回ったり、外に飛び出す児童・生徒、家庭の事情を抱えている児童・生徒、親から受験に合格することを厳しく求められストレスを抱えている児童・生徒など、一人ひとりのニーズをくみ取りながらひとりの教員が授業や学級運営を円滑に進めることは大変なことです。

特に、障がいのある子どもと保護者が、通常の学級で一緒に学習することを希望するとき、または、通常の学級の中に、発達に課題を抱えた子どもがいるときに、教員ひとりでは対応できなくなり、ひいては、いわゆる「学級崩壊」ともいえる状況に陥ることがあります。現に、「せたがやホッと子どもサポート」が受けた相談の中で、保護者がボランティアでサポートに入っている学級もありました。そのような中でいじめられているとの訴えを受けることもありました。

(3) これからの課題

以上のような実情の中で、インクルーシブ教育システム等を実現し、学校教育を充実するためには、以下の問題を改善する必要があると考えます。

- ① 障がいのある子どもや障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上の困難のある子どもの特別支援のために、通常の学級に配置される学校包括支援員等の抜本的増員が必要です。現状の人員では特別な支援を必要とする子どものニーズに対応できず、人数の絶対的な不足があります。障がいがあるなど特別な配慮が必要とされる生徒が通常の学級で共に生活し学習するという共生教育を実現するためには、子どもの学習支援、生活支援、教員の学級運営の支援のための日常的な特別な支援が必要となります。世田谷区でも、子どもたちの特性や学習の習熟状況などについて、学校包括支援員（学校支援員）が日々細かな観察記録をつけて、担任と情報交換するなど、学校の個別の努力によって日常的な対応が可能な体制をとることができ、成果を上げている学校もあります。

とはいえ、基本的には、学校包括支援員（学校支援員）は週に1日の形で配置されるだけです。各学校で学校長がボランティアを依頼したりしてその不足を補っています。日常的な特別支援をするとすれば、さらに多くの学校包括支援員が必要になります。

現実には、平成26年度の学校包括支援員（学校支援員）の数は26人でした。平成27年度は42人に増員される予定です。さらに、平成29年までには78人に増やす予定とのことです。そのような増員ではまだ十分とはいえず、抜本的な増員が必要です。

現在でも、地域のボランティアや大学（大学院）生のボランティアが支援を担ってくれていますが、就学前に受けていた支援が小・中学校において切れ目なく引き継がれるため

には、このような学校包括支援員等の質的向上のみならず、量的拡充も図られなければなりません。

- ② そのような中で子どもや保護者のニーズに対応するため、学校長の要請などで通常の学級に配置されているのは、学校包括支援員（学校支援員）、支援要員、区費講師、ボランティアなどがありますが、手続きがそれぞれ異なるのでわかりにくいのが現状です。これを、どの学校でも同じように利用しやすくしていく体制の整備が求められています。

特別な支援の内容としては、日常生活の介助や学習活動上のサポートなど担任による指導の補助が主なものであり、車いすでの教室移動の補助やLDの児童・生徒に対する学習支援、ADHDの児童・生徒等に対する安全確保等の支援を行っています⁶⁾。

元教員や大学（大学院）生などさまざまな人材を活用し、そのような支援人材を登録、派遣、サポートするなどの仕組みを構築することができたら、世田谷区内のどの地域で暮らしても同じような充実した教育を受けられるようになります。

- ③ 教育にあたる通常の学級の担当教員と特別支援学級の担当教員は、児童・生徒の発達上の課題を共有します。ケース検討や教材・教具の工夫や授業の進め方などの情報の共有や研修活動は、どのような児童・生徒の教育にも役立つものになるのではないのでしょうか。学級を超えて、先生方が教育の専門家として相互に交流できる環境が大事です。

また、学校長を始めとする教員や地域の人々が、インクルーシブな学校風土や学級づくりを推進できるようにしなければなりません。他機関とのネットワークづくりを含め、学校長や通常の学級や特別支援学級の教員など、すべての教職員が、障がいなどに対する理解と知見を深め、地域社会で率先してインクルーシブ教育システムを推進する先進的なモデル自治体となることが期待されます。

そのためには、子ども本人や保護者、教職員など特別支援教育の推進に関わる方々が、「子どもの最善の利益の実現」といった観点からパートナーシップを組み、教育的支援に取り組めるよう仕組みを整備することが求められます。

4 おわりに

国は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定し、地方自治体に差別の解消を義務づけています。この差別の解消のためにも、以上の課題の実現、とりわけ、学校包括支援員、支援要員、講師、ボランティア等の抜本的増員が必要であり、さらには、どの学校も同じように支援を受けられるようにするためには、より効果的な制度の構築が望まれます。そして、インクルーシブな教育が推進できるような環境を整備するとともに、「子どもの最善の利益の実現」に向けた教育的支援の仕組みの整備が求められます。

6) 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告『すべての教員のためのインクルーシブ教育システム構築研修ガイド』国立特別支援教育総合研究所、平成22年、P.92

IV

広報・啓発活動

- 1 広報・啓発
- 2 広報・啓発物品の一覧
- 3 研修会への講師派遣
- 4 視察受入れ、他自治体との交流
- 5 関係機関との意見交換

Ⅳ 広報・啓発活動

1 広報・啓発

機関を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校等、関係機関等	約600枚 配布・掲示
リーフレット（小学生用）	9月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校164箇所、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約110,000枚 配布
リーフレット（中学生以上用）	9月		
相談カード	9月		
メモ帳	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
機関紙「せたホッとレター」	12月・3月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校164箇所、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関、庁内 ※主に関係機関等のおとな対象	約6,500部 配布
クリアファイル	随時	イベント参加者	
イベント参加			
三茶子育てファミリーフェスタin昭和女子大学	6月	子育て世代	リーフレット・相談カード配布
せたがやふるさと区民まつり	8月	小・中学生、区民等	アンケート協力・ゲーム参加者にメモ帳配布、リーフレット、相談カード配布
世田谷246ハーフマラソン	11月	ハーフマラソンイベント参加者等	ブース来場者にカード、クリアファイル配布
関係機関等との連携			
児童館事業参加（池尻・弦巻・代田・松沢・等々力・深沢・上用賀・喜多見・成城さくら・山野・祖師谷・烏山・上北沢 各児童館）	随時	児童館のイベントに来場した児童、保護者	リーフレット、相談カード、メモ帳、クリアファイル配布

その他の活動			
ホームページ	随時	せたホットの最新情報、活動等を随時更新	
いじめ予防授業 ※共催	6月・7月	区立の小学生対象に弁護士とせたホット委員によるいじめを予防するための授業を共催	2校（小学校）
擁護委員会議	月1-2回	広報・啓発活動の方針及び内容の検討	19回
テレビ・新聞等取材	随時	NHK、東京新聞	

※「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、弁護士会の弁護士が学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

どんな相談ができる機関なのかをアピールするために、子どもや区民と直接触れ合うさまざまなイベントに参加し、広報・啓発に取り組みました。

昭和女子大学で毎年行われる三茶子育てフェスタでは、マスコットキャラクターのなちゅのお面に塗り絵をしてもらいました。



毎年夏に行われる恒例の「せたがやふるさと区民まつり」。専門員考案のさか“なちゅ”りゲームは大盛況でした。



世田谷区のマラソンイベント「世田谷246ハーフマラソン」では、バルーンアートや“せたホット”のクリアファイルを配りました。



烏山児童館の年末お楽しみ会でせたホットを紹介するゲームをしました。



2 広報・啓発物品の一覧

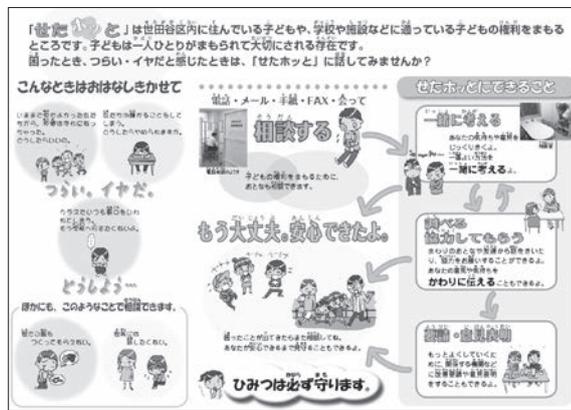
せたホッとポスター



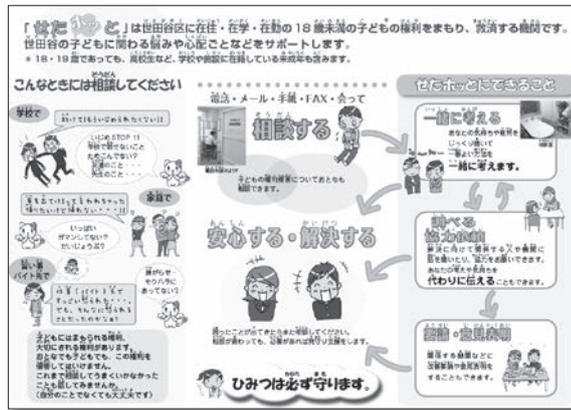
相談カード



小学生用リーフレット



中学生以上用リーフレット



メモ帳



クリアファイル



イベント用 Tシャツ



イベント用のぼり



イベント用のれん



3 研修会への講師派遣

関係機関、子どもにかかわる団体等の研修会に講師として参加しています。講演の内容は「子どもの人権擁護の新たな仕組みと活動状況」「人権全般についての講義、子どもの人権についての事例演習、ディスカッション」「子どもの人権を理解しよう」「児童虐待について」「いじめにあった時の対応」「子どもとのコミュニケーション～おとなにしてもらって嬉しかったこと・嫌だったこと～」です。

日程	対象等	担当
7月15日	家庭教育学級（弦巻小）	委員・専門員
8月22日	学校教育相談研修（中級）	委員・専門員
11月11日	生活指導主任研修	委員
11月17日	青少年委員第1ブロック研修会	委員・専門員
11月20日	学び舎研修（優郷の学び舎〈弦巻中、松丘小、弦巻小〉）	専門員
12月 3日	烏山地区青少年地区委員研修会（芦花小・中学校）	委員・専門員



青少年地区委員研修会（芦花小・中学校）

4 視察受入れ、他自治体との交流

世田谷区と他自治体の議員3件の視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日程	対象等
4月16日	北区議会議員（公明党）が視察
4月28日	世田谷区議会（生活者ネット・社民党）が視察
7月17日	中野区議会議員が視察

『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2013』などに参加・報告し、他自治体と情報、意見交換を行いました。

日程	対象等
6月29日	子ども支援学研究会（大阪市 HRCビル）に参加・報告
10月10日	子どもの相談・救済に関する関係者会議（青森市）に参加・報告
10月11日、12日	『『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム（青森市）に参加・報告

5 関係機関との意見交換

子どもとかかわる職員と連携し、相談してきた子どもの見守り支援をするため、関係機関と積極的に意見交換をしました。

日 程	対象等	担 当
7月10日	要保護児童支援全区協議会	委員
8月29日	いじめ防止等対策連絡会	委員
9月 9日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
10月14日	不登校対策連絡会	専門員
11月26日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
12月11日	要保護児童支援全区協議会	委員
1月14日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
1月29日	いじめ防止等対策連絡会	委員
3月11日	ひとり親家庭支援者研修	専門員

V

子どもサポート委員のことば 相談・調査専門員のことば 相談者のことば

- 1 子どもサポート委員のことば
- 2 相談・調査専門員のことば
- 3 相談者のことば

1 子どもサポート委員のことば

『相談活動を通じて子どもの思いや意見を尊重する文化をつくる』

子どもサポート委員 ^{つきだ} 月田 みづえ

進路などの選択の時に、自分の考えを親に尊重してもらえないという悩みを多く聞きます。先進諸国も長く家父長制をとり、女性や子どもは家族内で庇護される立場でした。とくに日本では、家と家父長制が結びつき個人より、家のあり方が重視されてきました。私の周りでも、親や親族が娘の意思ではなく、家のために結婚相手を選ぶこともありました。これは、ある仲の良いご夫婦の話です。自分の結婚相手を探すのに、よい家庭教育をされているご家庭が近所にあると知り、訪ね、ご両親に“お宅のお嬢さんをお嫁にいただけませんか。一番目は嫁ぎました。二番目も。と順番にお願いし、未婚だった三女の方（今の奥様）と結婚されたそうです。個人より家族のあり方が重視されることはかつて一般的なことでした。うまくいく場合もありますが、戦前のこのような家族のあり方は、現在の家族にも影を落としています。代表的なものは躰の名のものと体罰、虐待ですが、その他にも、子どもが親とは別の人格を持つことが十分意識されないまま、親の思いを託される。子どもの意思を十分に確認せずに決めてしまうなどが挙げられます。

近年は、世界的にもこのような大人と子どもの関係に疑問が持たれるようになり、変化をしました。いろいろな意見や行政の指針にも、明示されるようになりました。たとえば、イギリス人のブランネンとモスは、『長い間、子どもたちは、大人によって保護され、大人に従って行動する“つくられつつある大人”とみなされてきました。何事にも不十分で、物事をわかっていない、愛情を必要としていて、弱く、依存的で、保護と管理・支配が必要で、経済的に独立していないことから、子ども自身で決定することができるにもかかわらず、それを妨げ、大人が代理機能を行使するという不完全な地位を与えてきました。子どもたちを活躍する可能性を持った市民、大人と相互に依存し合い、利益をもたらしあう一員として見直すべきである』と述べています。

また、デンマークのダオチルブッド（幼児保育関係施設の総称）の“学びのプラン”（ソーシャルサービス法8条）の主目標には、“子どもはそれぞれ特殊な条件を背負ったユニークな個人として認められています。保育士は、子どものそのままの姿を受け入れ、保育には子どもが要求し必要とするものや子どもの持つ長所が配慮されています。子どもの成長や学びは、子ども自身が積極的な役割を果たしています。保育士は子どもと同等な位置に立って話し、子どもの意見が受け入れられる場を与え、子どもが自分自身の興味や関心のあるものや、やりたいことを追求できるように配慮しています。”とあります。そのうえで、“子どもの思いをしっかりと大人が聞くことによって、大人が自分を大切に思ってくれていると感じるのです。そうした大人の行為が、子ども自身の自尊感情を育て自信ある子どもをつくっていきます。幼児期からの毎日の積み上げが、主張でき、受け入れることができ、折り合いをつけることができる社会人をつくっていきます。”と述べられています。

せたホツとは、子どもが大人と完全に対等なパートナー（リヤド・ガイドライン）という見方によって、相談・救済活動を続けていきたいと思えます。

参考：ブランネンとモス(2003)「子どもたちのケアの最高に関する考察」

青江知子、大野睦子ビャーソー(2010)『個を大切にするデンマークの保育 パピロン総合保育園から学ぶ』

2 相談・調査専門員のことば

『大切なあなたの心に寄り添って』

子どもから

「もう嫌なんです」「ダメだと思うんです」「助けて」「どうにかしてほしい」

と数名の笑い声と共に寄せられた電話が何回かありました。「はて？どうしてほしいんだろう？「せたホッと」は何て言ってくれるかな？というのが知りたかったのかな？」などと電話を切り終えた後、その子どもたちが電話をした意味に思い馳せることがありました。

一方、このような電話のほかに、本当にそういう思いをやっと吐露することができたという電話やメールも寄せられています。お友達との関係や学校の先生からの指導や親からの強い思いなど、子どもがおとなになるにはさまざまなことを乗り越えなければなりません。すべてが一度に押し寄せると、これまでの楽しかった日々は、色を変えていってしまい「この先、もう二度と楽しい日々が来ないのではないか」などの不安に押しつぶされてしまうのではないのでしょうか。

あるいは「誰も自分のことをわかってくれない」「こんな自分は自分で耐えられない」というのが思春期の思春期であるが故の思いだと思います。そのつらさを、お友達にも、先生にも、親にも言えない…となったら、子どもなら誰でも困り果ててしまうのではないのでしょうか。そのつらさをやっとの思いで「せたホッと」に相談してくれたのかと思うと、本当に話してくれた勇気に敬意を払いながら、お話を聴いています。

自分のことを「自分で」乗り越えていかなければならないというのは、おとなも子どももわかっているのですが、乗り越え方は「一人きりで」ではないと思うのです。誰かの力を借りながらも、「自分が自分でいい」と思えることが大切です。さらに、子どものときに「自分がしてきたことは間違いではなかった」と自信を持てることが、おとなになってから長い人生を生きていく上で必要な力につながると思います。

自分を押しつぶそうと侵害してくるもう一人の自分を、自分でコントロールできれば、思春期は解決できます。しかし、そうではなかったときに「せたホッと」は一緒に考えたいのです。子どもの権利をまもる「せたホッと」は、自分の権利を自分で追いつめていく侵害からもまもりたいと思います。「せたホッと」のポスターに書かれている「ひとりでがんばらなくていいんだよ。お話聞かせてね。」というメッセージにはそういう意味もこめられていると思っています。

「せたホッと」は大切なあなたの心に寄り添って、これからもお話を聴かせていただきます。そして、一緒に考えて「もう大丈夫」と思えるまで見守ります。



相談・調査専門員 小出 真由美

『子どもの心を支える支援』

26年度の「子ども・若者白書」で日本は、諸外国に比べて自分自身を肯定的に捉えている子どもの割合が低く、自分には長所があると感じている子どもの割合も低いとされています。また、この1週間の心の状態についての質問では、この1週間の間に「つまらない、やる気が出ない」と感じた子どもの割合も、「悲しい」「ゆううつだ」と感じた子どもの割合も、諸外国の子ども達に比べて高く、特に13歳から15歳の子どもたちに関しては、「悲しい」「ゆううつだ」と感じた子どもの割合が、諸外国と比べて突出して高くなっています。

自分はこのままで「必要な存在である」「大切な存在である」という風に自分のことを肯定的に捉えることは、その人が主体的、前向きに自分の人生を生きていく上でとても大切なことです。人や社会にとって自分が必要な存在だと思えていなければ、色々なことに意欲的に取り組む気が起きずに、「つまらない・やる気が出ない」と感じたり、様々なことに傷ついて「悲しい」「ゆううつだ」と感じる機会も増えてしまいます。

子どもたちの自己肯定感が下がってしまう背景には、日本の教育や社会の在り方も含め、様々な要因があると思われます。実際の相談の中でも、いじめや虐待のように、周りのおとなやその子の置かれている状況が要因となって「自分はダメなやつだから、生きていく価値がない」と感じてしまったり、親に余裕が無いなどの理由から、本当はその子のことを愛しているし、大切な存在なのに、そのことがメッセージとしてうまく伝えられていないため、勉強ができるとか、聞き分けのいい子であるとか、そういった条件付きでなければ、見捨てられてしまうと、必死に背伸びをして頑張ってしまう場合などがあります。また、こういった子たちの中には、上手く言語化できない悩みや葛藤を頭痛や腹痛、発熱という形で身体化したり、家や学校で乱暴に振る舞うといった形で行動化している子どもたちもいます。

結婚式の決まり文句のように、「いい時も悪い時も、受け入れてもらえる、愛してもらえるんだ」といった安心感は人が生きていく上でとても大切なものです。いろいろな状況の子どもたちがいますが、(たとえパッと見そう見えなかったとしても) 本当にみんなまじめで頑張り屋で、周りのおとなに気を使って生きています。おとなは、早く芽を出せ大きくなれとじゃぶじゃぶとお水をあげて、見えやすい人並みの成長に一喜一憂してしまいがちですが、少し時間がかかったり遠回りしているように見えても、子どもたちが将来誰のためでもない自分自身の人生をしっかりと歩いていくことができるように、無理をしすぎてその子たちの心がどこかでポキッと折れてしまわないよう、根っこが静かに地中に伸び、土をしっかりとつかんでいくのを微笑ましく見守り、支えていくことが重要なのではないかと思います。そして、子どもたちがしなやかで強かに成長していけるよう、少しでもお手伝いができればいいなと思っています。

相談・調査専門員 竹内 麻子

3 相談者のことば

私は小学4年生の2学期からずっといじめられていました。

〈4年生〉— 学校では先生に相談しましたが、だめでした。いじめはエスカレートする一方で、先生や保護者の力ではどうにもなりませんでした。

〈5年生〉— いじめは止まらず、授業中も騒がしかったり、最悪な状態でした。

〈6年生〉— 状況は5年生と変わらず、受験勉強をしていましたが、いじめのせいで受験に落ちたら、中学校でまたいじめられたり、授業中も騒がしかったりして、高校受験にも受からず、そして自殺ということも考えていました。(本音)

そんなとき、「せたホッと」に相談しました。私は、最後まで同じ学校にいることは常識で、親の転勤などが無い限りは、ずっと同じ学校で生活することは義務だと思っていました。しかし、「せたホッと」の人に、自分がひどいいじめを受けていることや、いじめのせいで行きたい中学校に合格することができず、中学生になってもいじめられ続け、自殺という行為までもしてしまうかもしれない状況にあることなどを相談すると、一緒に対応策を考えたり、学校と話をしてくれたりしました。

結局転校することになり、最初の2、3日は少し緊張しましたが、すぐに慣れてきました。すぐに友達ができ、毎日の学校生活が楽しかったです。この学校の第一印象は、「いじめのない平和な学校だ」ということでした。「せたホッと」の人と、一番いい方法を一緒に考え、この学校に通うことができるようになってよかったなと思いました。また、受験勉強も順調に進み、希望していた学校に合格することができました。そして、明るい気持ちで卒業式を迎えることができました。

〈中学1年生〉— 中学校に入学し、楽しく学校生活を送れています。今思うと、「せたホッと」に相談しなかったら人生がすごく暗いものになっていたなと思いました。私は「せたホッと」の人に改めて感謝しました。



(次ページへ続く)

〈“いじめ”への対応について〉

“いじめ”というものはとても卑劣な行為だと思います。

ですから、これからは世田谷区や日本で、いじめを起こした本人が、相手や周囲の人たちを傷つけたことをしっかり反省する、教師はいじめの被害者を早期発見し、子どもをまもるなどの条例、法律をつくり、学校での道徳の時間にいじめのことについて深く考える時間をつくったりしたほうがいいでしょう。近年では、いじめなど問題行動を繰り返す人に厳しい措置が行えるようになりましたが、そんなことも気にせず人をいじめている人がいるので、世田谷区全体の問題として考えた方がいいと思います。そもそも公民で習うように、日本国憲法第26条の「小学校、中学校の教育を受ける権利」は誰にでもあるはずなのに、いじめられたり学級崩壊に遭ったりした人は、基本的人権を侵害されていることになります。これはとても重い問題なのではないでしょうか。

〈「せたホッと」について〉

「せたホッと」は、平成25年7月に開かれ、その後数々の人々をいじめなどの問題から救っていった組織ですが、その中には私のように、「せたホッと」を通じて人生そのものが変わった人、中には命が救われた人もいるはずなので、「せたホッと」は非常に良い組織だと思います。しかし、“いじめ”などの問題は、世田谷区だけの問題ではないのです。東京都、さらに日本の、大きな社会問題となりつつあるのです。だからこそ、「せたホッと」という制度を隣の区や、東京都全体に広めて行って欲しいのです。

これから、私を含め2000～3000人程度の区民が助かっていくと思いますが、将来もしかしたら「せたホッと」のおかげで「いじめ」そのものがなくなるかもしれないと思っています。

また、将来の社会を担う子どもたちのためには、今のレベルよりもさらにアップグレードするべきです。そうすると日本の未来が明るくなります。

「せたホッと」の皆さん、本当にありがとうございます。



おわりに

『平成26年度の活動を振り返って』

子どもサポート委員 はんだ 半田 かつひさ 勝久

平成25年度の活動報告書の「おわりに」において、今後取り組んでいきたい課題を5点挙げました。それらに沿って、平成26年度の活動について成果を中心に振り返ってみたいと思います。

(1) 子どもにもおとなにも幅広く知ってもらうための広報・啓発

平成25年度に続き、区内の全小・中・高等学校等にキャラクター「なちゅ」を目立つよう配置したポスターを掲示いただくよう配布するとともに、相談から解決に向けての流れを明記したリーフレットや相談カードを区内の学校等を通じて在籍しているすべての子どもに行き渡るよう配布しました。また、区民の身近に「せたホット」を感じていただけるよう昭和女子大学の「三茶子育てファミリーフェスタ」や「せたがやふるさと区民まつり」等のイベントに参加したり、児童館に出掛けていき、「年末お楽しみ会」「クリスマスクッキング」等の各種イベントを子どもたちと一緒に楽しむ中で、来場者に「なちゅ」のメモ帳や新規作成したクリアファイルを手渡しで配布しました。児童館は子どもと話しができる貴重な居場所ですので、特に力を入れ専門員が中心となり、15回参加しました。さらには、家庭教育学級や青少年地区委員研修会、いじめ予防出張授業の講師も担当させていただきました。

今後は、具体事例に沿い、解決に向けてどのように「せたホット」を活用いただければよいのかイメージしやすいような広報・啓発活動に努めて参りたいと思います。

(2) 関係機関との連携・協力関係を構築していくための協議や研究会への参加

虐待を含む福祉領域では、①世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議、世田谷区要保護児童支援全区協議会への委員としての参加、②要保護児童支援北沢地域協議会における「子どもたちを地域でどう支えていくか」といったテーマでのグループワーク、③子ども家庭支援センター、児童相談所、病院等におけるケース会議等への参加、④世田谷区子ども・若者部開催の「母子生活支援施設情報交換会」やひとり親家庭支援者研修へ参加させていただく中で、それぞれの機関等の機能や役割を確認し、「せたホット」として何ができるかについて検討いたしました。

教育領域では、①小・中合同校長会での「せたホット」の説明、②教育委員との意見交換、③教育委員会や学校との個別案件における協議等を行う中で、学校や教育委員会との連携・協力関係のあり方について検討いたしました。また、④学び舎研修での情報提供、⑤学校教育相談研修、生活指導主任研修での講師を担当させていただく中で、具体事例から子どもの声の聴き方、対応の仕方、解決に向けての動き方について先生方とともに考察いたしました。

その他、区議会議員他が「せたホット」に視察に来ていただいた折には、制度や運営状況について説明させていただきました。

今後は、保健師やソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、人権擁護委員、青少年地区委員ほか、地域において子どもや家庭を直接支える方々との連携・協力体制の構築を視野に入れた活動も展開していきたいと考えています。

(3) 個別案件から見てきた問題点を踏まえた意見表明

平成25・26年度を通じて、区立学校における通常学級の特別支援教育のあり方を考えさせられる案件が複数ありました。そこで、まずは、国および先進自治体、国際的なインクルーシブ教育、特別支援教育の動向について研究しました。そのうえで、世田谷区の現状について、資料を収集・分析し、区長部局や教育委員会、学校、さらには当事者への聴き取りを実施しました。それらを通じて浮かび上がった課題を整理し、世田谷区として子どもの最善の利益を実現できるよう今後検討を深めていくべき課題について、世田谷区子ども条例第21条第2項の規定に基づき、区長及び教育委員会に対して意見表明を行いました。

今後は、意見表明の内容に基づき、世田谷区がどのような施策を展開していくかについても、引き続き協議を深めていきたいと考えています。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく案件対応ができる組織体制

国では、いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行され、世田谷区においても、いじめ防止基本方針を平成26年3月に決めました。そこにおいては、「せたホッと」の役割として、①未然防止＝児童・生徒や保護者への周知、②早期発見＝「せたホッと」の運営、③早期対応＝学校に対する指導・助言及び実施、④家庭・地域等との連携＝教育委員会や関係機関等との連携等が期待されています。

このいじめ防止基本方針に基づき、世田谷区の関係機関等で構成される「世田谷区いじめ防止等対策連絡協議会」に参加し、区内の現状を把握しつつ、役割を果たすために何ができるかを検討してきました。

「せたホッと」に寄せられる相談からは、「いじめ」がささいな対人関係の悩みから始まっている様子もうかがえます。そこで、「せたホッと レター」第3号（平成27年3月発行）では、いじめ防止等について特集を組み、関係機関等に配信いたしました。

「いじめ」を主訴とする相談は、ケース会議で検討し、対応方法について慎重に議論してきました。申立て案件では、調査に膨大な時間を要します。重大案件の調査を複数実施する場合等、組織体制をどのように整備していくかは、今後の検討課題にあげられます。

(5) 子どもの人権擁護機関としての研修機会の充実

6月には、大阪で開催された「子どもの相談・救済にとりくむ自治体関係者交流会」において、関西地区で子どもの相談・救済にとりくむ自治体関係者の皆さまと、いじめ防止対策推進法への対応をめぐる課題などについて意見交換ができました。同日開催された「子ども支援学研究会」においては、「附属機関」における子どもの人権救済の機能と役割について議論することができました。

10月には、青森で開催された「子どもの相談・救済に関する関係者会議」（非公開）において、全国の自治体が設置している子どもオンブズパーソンや子どもの権利擁護委員会における事案および実践的課題について検討することができました。続いて「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムでは、「子どもの相談・救済分科会」において、北海道北広島市、岐阜県多治見市とともに報告させていただく機会をいただき、制度運営や事案等について、議論を深めることができました。

全国の子どもの相談・救済機関等に関わる実務者（オンブズパーソン、権利擁護委員、相談員・調査員、事務局担当者など）やこれから同様の制度を構築しようとしている自治体の関係者とともに、制度構築の背景や実際の活動、課題等について検討できることは、当該制度についての理解を深め、関連情報を収集できる貴重な機会であるとともに、世田谷区の実践をふり返ることができるため、今後もこうした研修に積極的に参加していきたいと思っております。

VI

参考資料

世田谷区子ども条例
相談状況の集計推移
アンケート結果

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日

条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号

目次

前文

第1章 ^{そうそく}総則（第1条—第8条）

第2章 基本となる政策（第9条—第14条）

第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）

第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）

第5章 推進体制など（第27条—第31条）

第6章 ^{ざっそく}雑則（第32条）

^{ふそく}附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 ^{そうそく}総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、^{はいりよ}配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に

実施します。

- 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

- 2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

- 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

- 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決す

るため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。
- 6 擁護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)の規定により区長が定める額を支給します。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

- 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。
- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。
 - 3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

- 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりまします。
- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
 - 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
 - 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(雇い主の協力)

- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。
(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。

相談状況の集計推移

1. 初回の相談方法と件数（新規件数）

	年度	電話	メール	面接	手紙	F A X	合計
子ども	25	51 (38.6%)	9 (6.8%)	2 (1.5%)	3 (2.3%)	0 (0.0%)	65 (49.2%)
	26	108 (49.3%)	21 (9.6%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	135 (61.6%)
おとな	25	57 (43.2%)	4 (3.0%)	5 (3.8%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	67 (50.8%)
	26	80 (36.5%)	3 (1.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	84 (38.4%)
合計	25	108 (81.8%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	4 (3.1%)	0 (0.0%)	132 (100.0%)
	26	188 (85.8%)	24 (11.0%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	219 (100.0%)

2. 初回の相談者の内訳（新規件数）

年度	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
25	64 (48.5%)	52 (39.4%)	6 (4.5%)	4 (3.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (3.8%)	132 (100.0%)
26	131 (59.8%)	68 (31.1%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属（新規件数）

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
25	11 (8.3%)	66 (50.0%)	36 (27.3%)	6 (4.5%)	13 (9.8%)	132 (100.0%)
26	8 (3.7%)	129 (58.9%)	50 (22.8%)	26 (11.9%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)

4. 相談の内容（新規件数）

権利侵害に関わる相談										
年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25	28 (21.2%)	21 (15.9%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	2 (1.5%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
26	44 (20.1%)	19 (8.7%)	8 (3.7%)	4 (1.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
その他の相談										
年度	対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
25	21 (15.9%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	4 (3.0%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	0 (0.0%)	5 (3.8%)	132 (100.0%)
26	50 (22.8%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	9 (4.1%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	18 (8.2%)	2 (0.9%)	14 (6.4%)	219 (100.0%)

5. 相談内容別（新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数）

権利侵害に関わる相談										
年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25	11 (16.9%)	8 (12.3%)	5 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
26	24 (17.8%)	9 (6.7%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他の相談										
年度	対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
25	18 (27.7%)	9 (13.8%)	0 (0.0%)	2 (3.1%)	3 (4.6%)	3 (4.6%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)	5 (7.7%)	65 (100.0%)
26	42 (31.1%)	17 (12.6%)	0 (0.0%)	6 (4.4%)	3 (2.2%)	4 (3.0%)	15 (11.1%)	2 (1.5%)	8 (5.9%)	135 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数33件を加えた252件に対する回数

6. 子どもの性別（新規件数）

年度	男	女	不明	合計
25	49 (37.1%)	76 (57.6%)	7 (5.3%)	132 (100.0%)
26	81 (37.0%)	133 (60.7%)	5 (2.3%)	219 (100.0%)

7. 子どもの性別（新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数）

年度	男	女	不明	合計
25	12 (18.5%)	52 (80.0%)	1 (1.5%)	65 (100.0%)
26	38 (28.1%)	96 (71.1%)	1 (0.7%)	135 (100.0%)

8. 相談者との相談方法(延べ相談回数)

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	327 (62.0%)	135 (25.6%)	62 (11.8%)	3 (0.6%)	0 (0.0%)	527 (100.0%)
おとな	364 (80.5%)	26 (5.8%)	60 (13.3%)	0 (0.0%)	2 (0.4%)	452 (100.0%)

9. 相談者との相談方法(延べ相談回数と相談者への活動回数) ※

	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	所内面接	訪問面接	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから		
子ども (%)	327 (45.4%)	30 (4.2%)	135 (18.7%)	145 (20.1%)	62 (8.6%)	15 (2.1%)	3 (0.4%)	4 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	721 (100.0%)	1,320
合計	357 (49.5%)		280 (38.8%)		77 (10.7%)		7 (1.0%)		0 (0.0%)			
おとな (%)	364 (60.8%)	118 (19.7%)	26 (4.3%)	21 (3.5%)	60 (10.0%)	6 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	2 (0.3%)	1 (0.2%)	599 (100.0%)	
合計	482 (80.5%)		47 (7.8%)		66 (11.0%)		1 (0.2%)		3 (0.5%)			

10. 委員・専門員の総活動回数(方法別) ※

年度	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
25	891 (67.7%)	203 (15.4%)	202 (15.3%)	10 (0.8%)	11 (0.8%)	1,317 (100.0%)
26	1,134 (65.7%)	346 (20.0%)	235 (13.6%)	8 (0.5%)	3 (0.2%)	1,726 (100.0%)

11. 委員・専門員の総活動回数(対応先別) ※

年度	子ども	おとな	関係機関	合計
25	496 (37.7%)	492 (37.3%)	329 (25.0%)	1,317 (100.0%)
26	721 (41.8%)	599 (34.7%)	406 (23.5%)	1,726 (100.0%)

12. 新規件数と総活動回数の月別推移

	新規件数	総活動回数
4月	5 (2.3%)	92 (5.3%)
5月	13 (5.9%)	144 (8.3%)
6月	7 (3.2%)	107 (6.2%)
7月	9 (4.1%)	114 (6.6%)
8月	5 (2.3%)	129 (7.5%)
9月	52 (23.7%)	172 (10.0%)
10月	46 (21.0%)	176 (10.2%)
11月	29 (13.2%)	231 (13.4%)
12月	17 (7.8%)	150 (8.7%)
1月	10 (4.6%)	77 (4.5%)
2月	14 (6.4%)	146 (8.5%)
3月	12 (5.5%)	188 (10.9%)
合計	219 (100.0%)	1,726 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数33件を加えた252件に対しての回数

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	その他	関係機関	合計
電話	104 (55.3%)	64 (34.0%)	4 (2.1%)	3 (1.6%)	4 (2.1%)	6 (3.2%)	3 (1.6%)	188 (100.0%)
メール	21 (87.5%)	3 (12.5%)	-	-	-	-	-	24 (100.0%)
面接	3 (75.0%)	1 (25.0%)	-	-	-	-	-	4 (100.0%)
手紙	3 (100%)	-	-	-	-	-	-	3 (100.0%)
FAX	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	131 (59.8%)	68 (31.1%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	6 (2.7%)	3 (0.0%)	219 (100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
こども	357 (49.5%)	280 (38.8%)	77 (10.7%)	7 (1.0%)	0 (0.0%)	721 (100.0%)
おとな	482 (80.5%)	47 (7.8%)	66 (11.0%)	1 (0.2%)	3 (0.5%)	599 (100.0%)
関係機関	295 (72.7%)	19 (4.7%)	92 (22.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	406 (100.0%)
合計	1,134 (65.7%)	346 (20.0%)	235 (13.6%)	8 (0.5%)	3 (0.2%)	1,726 (100.0%)

15. 「せたホッと」からの対応方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	訪問	手紙	FAX	合計
こども	30 (15.5%)	145 (74.7%)	15 (7.7%)	4 (2.1%)	0 (0.0%)	194 (100.0%)
おとな	118 (80.3%)	21 (14.3%)	6 (4.1%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	147 (100.0%)
合計	148 (43.4%)	166 (48.7%)	21 (6.2%)	5 (1.5%)	1 (0.3%)	341 (100.0%)

16. 相談の継続回数

相談回数	新規件数
1回のみ	144 (65.8%)
2～9回	60 (27.4%)
10回以上	15 (6.8%)
合計	219 (100.0%)

17. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	手紙	合計
電話(相談者から)	282 (16.3%)	256 (14.8%)	118 (6.8%)	10 (0.6%)	25 (1.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	691 (40.0%)
電話(事務局から)	69 (4.0%)	60 (3.5%)	11 (0.6%)	2 (0.1%)	6 (0.3%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	148 (8.6%)
電話(関係機関(者))	175 (10.1%)	112 (6.5%)	8 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	295 (17.1%)
メール(相談者から)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	161 (9.3%)	— (0.0%)	161 (9.3%)
メール(事務局から)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	166 (9.6%)	— (0.0%)	166 (9.6%)
メール(関係機関(者))	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	19 (1.1%)	— (0.0%)	19 (1.1%)
面接(事務所)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	21 (1.2%)	23 (1.3%)	39 (2.3%)	32 (1.9%)	— (0.0%)	— (0.0%)	122 (7.1%)
訪問(学校)	4 (0.2%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	— (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	— (0.0%)	— (0.0%)	10 (0.6%)
訪問(その他)	6 (0.3%)	2 (0.1%)	— (0.0%)	3 (0.2%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	11 (0.6%)
訪問(関係機関(者))	7 (0.4)	7 (0.4%)	10 (0.6%)	8 (0.5%)	34 (2.0%)	26 (1.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	92 (5.3%)
手紙(相談者から)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
手紙(事務局から)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	5 (0.3%)	5 (0.3%)
FAX(相談者から)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.1%)	— (0.0%)	2 (0.1%)
FAX(事務局から)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.1%)	— (0.0%)	1 (0.1%)
合計	546 (31.6%)	442 (25.6%)	171 (9.9%)	46 (2.7%)	105 (6.1%)	59 (3.4%)	349 (20.2%)	8 (0.5%)	1,726 (100.0%)

18. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

権利侵害に関わる相談										
	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	22 (10.0%)	12 (5.5%)	6 (2.7%)	3 (1.4%)	—	—	1 (0.5%)	—	—	1 (0.5%)
2～9回	17 (7.8%)	6 (2.7%)	2 (0.9%)	—	—	—	1 (0.5%)	1 (0.5%)	—	—
10回以上	5 (2.3%)	1 (0.5%)	—	1 (0.5%)	—	—	—	—	—	—
合計	44 (20.1%)	19 (8.7%)	8 (3.7%)	4 (1.8%)	—	—	2 (0.9%)	1 (0.5%)	—	1 (0.5%)
その他の相談										
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
1回のみ	43 (19.6%)	12 (5.5%)	11 (5.0%)	6 (2.7%)	3 (1.4%)	2 (0.9%)	11 (5.0%)	—	11 (5.0%)	144 (65.8%)
2～9回	5 (2.3%)	13 (5.9%)	2 (0.9%)	2 (0.9%)	—	2 (0.9%)	5 (2.3%)	1 (0.5%)	3 (1.4%)	60 (27.4%)
10回以上	2 (0.9%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	—	—	2 (0.9%)	1 (0.5%)	—	15 (6.8%)
合計	50 (22.8%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	9 (4.1%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	18 (8.2%)	2 (0.9%)	14 (6.4%)	219 (100.0%)

19. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	38 (17.4%)
火曜日	29 (13.2%)
水曜日	32 (14.6%)
木曜日	35 (16.0%)
金曜日	36 (16.4%)
土曜日	22 (10.0%)
メール・手紙	27 (12.3%)
合計	219 (100.0%)

20. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	4 (1.8%)
11時台	2 (0.9%)
12時台	1 (0.5%)
13時台	35 (16.0%)
14時台	26 (11.9%)
15時台	19 (8.7%)
16時台	35 (16.0%)
17時台	25 (11.4%)
18時台	25 (11.4%)
19時台	20 (9.1%)
時間外受付(メール・手紙)	27 (12.3%)
合計	219 (100.0%)

21. 総活動回数(男女別) ※

男	753 (43.6%)
女	966 (56.0%)
不明	7 (0.4%)
合計	1,726 (100.0%)

22. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・保育園	施設(入所・通所)	児童館・新BOP	その他	合計
対人関係	46 (21.0%)	2 (0.9%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	50 (22.8%)
いじめ	42 (19.2%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	44 (20.1%)
家族・家庭の悩み	— (0.0%)	26 (11.9%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	26 (11.9%)
学校・教職員等の対応	19 (8.7%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	19 (8.7%)
心身の悩み	7 (3.2%)	4 (1.8%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	7 (3.2%)	18 (8.2%)
子育ての悩み	2 (0.9%)	11 (5.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	14 (6.4%)
学校の悩み	7 (3.2%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	9 (4.1%)
虐待	— (0.0%)	7 (3.2%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	8 (3.7%)
不登校	4 (1.8%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	4 (1.8%)
学習・進路の悩み	— (0.0%)	— (0.0%)	3 (1.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	4 (1.8%)
話し相手	1 (0.5%)	2 (0.9%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	3 (1.4%)
体罰	2 (0.9%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.9%)
性の悩み	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.9%)	2 (0.9%)
学校事故	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)
差別	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)
その他	4 (1.8%)	4 (1.8%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	6 (2.7%)	14 (6.4%)
合計	136 (62.1%)	57 (26.0%)	4 (1.8%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	18 (8.2%)	219 (100.0%)

23. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表（新規件数）

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	施設関係者	その他	不明	合計
対人関係	43 (19.6%)	2 (0.9%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	5 (2.3%)	50 (22.8%)
いじめ	— (0.0%)	44 (20.1%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	44 (20.1%)
家族・家庭の悩み	18 (8.2%)	— (0.0%)	— (0.0%)	3 (1.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	5 (2.3%)	26 (11.9%)
学校・教職員等の対応	2 (0.9%)	1 (0.5%)	15 (6.8%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	19 (8.7%)
心身の悩み	16 (7.3%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.9%)	18 (8.2%)
子育ての悩み	14 (6.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	14 (6.4%)
学校の悩み	8 (3.7%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	9 (4.1%)
虐待	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.9%)	4 (1.8%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	8 (3.7%)
不登校	3 (1.4%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	4 (1.8%)
学習・進路の悩み	4 (1.8%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	4 (1.8%)
話し相手	3 (1.4%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	3 (1.4%)
体罰	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.9%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.9%)
性の悩み	2 (0.9%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	2 (0.9%)
学校事故	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)
差別	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)
その他	9 (4.1%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	1 (0.5%)	1 (0.5%)	3 (1.4%)	14 (6.4%)
合計	122 (55.7%)	48 (21.9%)	19 (8.7%)	5 (2.3%)	4 (1.8%)	2 (0.9%)	1 (0.5%)	18 (8.2%)	219 (100.0%)

24. 委員が対応した場合の相談内容（新規件数のうち）

いじめ	13 (39.4%)	体罰	0 (0.0%)
学校・教職員等の対応	8 (24.2%)	差別	0 (0.0%)
家庭・家族の悩み	5 (15.2%)	学校事故	0 (0.0%)
虐待	3 (9.1%)	対人関係の悩み	0 (0.0%)
心身の悩み	1 (3.0%)	子育ての悩み	0 (0.0%)
学校の悩み	1 (3.0%)	話し相手	0 (0.0%)
不登校	1 (3.0%)	学習・進路の悩み	0 (0.0%)
その他	1 (3.0%)	性の悩み	0 (0.0%)
		合計	33 (100.0%)

アンケート結果

せたがやふるさと区民まつり

■日時／平成26年8月2日（土）、3日（日）

■場所／馬事公苑

■内容／クイズ・アンケート回答～ゲーム さかなちゅり（魚釣りゲーム）

せたホッとクイズ参加者	幼・小	中・高・おとな	合計
8月2日	248	36	284
8月3日	296	38	334
2日間合計	544	74	618

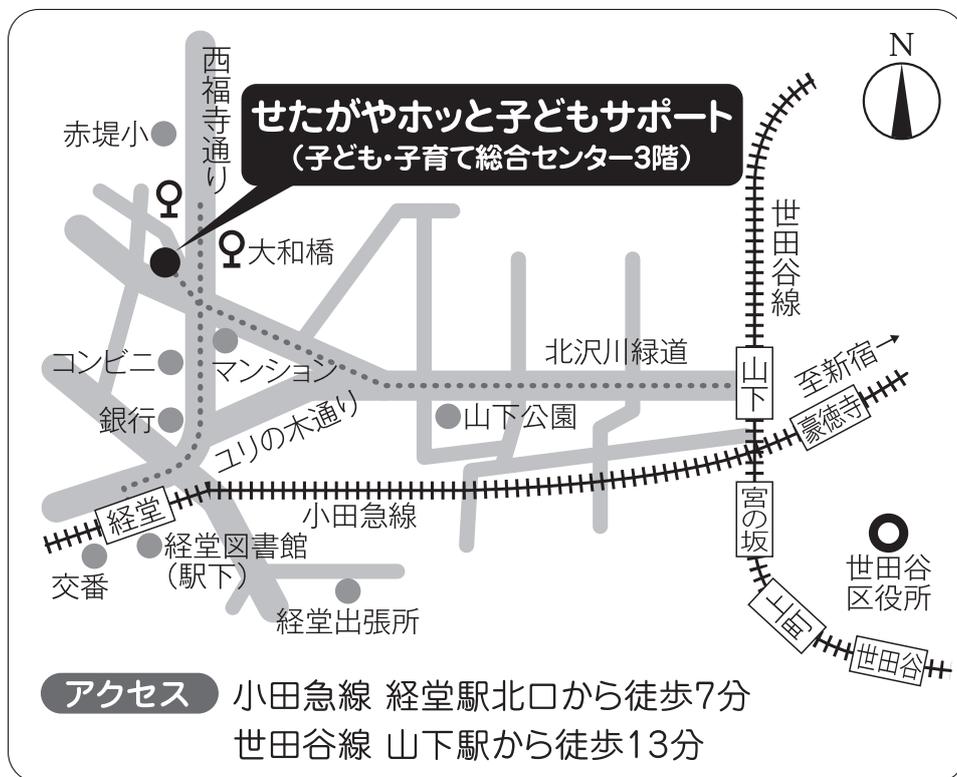
マスコットキャラクターの名前はなんでしょう？		
①せたホッチゅ	145	23.5%
②なちゅ	434	70.2%
③なちゅっと	27	4.4%
不明	12	1.9%
合計	618	100.0%

「せたホッと」は何するところ？		
①相談できるところ	521	84.3%
②勉強を教えてくれるところ	14	2.3%
③遊べるところ	64	10.4%
不明	19	3.1%
合計	618	100.0%

自分や自分の周りでいじめがあると思いますか？		
①思う	214	34.6%
②思わない	390	63.1%
不明	14	2.3%
合計	618	100.0%

いじめがあったら、誰かに相談できますか？		
①はい	553	89.5%
②いいえ	50	8.1%
不明	15	2.4%
合計	618	100.0%

あなたは相談できる人がいますか？		
①いる	576	93.2%
②いない	28	4.5%
不明	14	2.3%
合計	618	100.0%



せたがやホット子どもサポート 活動報告書〈平成26年度〉
平成27年6月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホット子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階)

TEL／03-3439-8415(事務局) FAX／03-3439-6777

せたがやホット子どもサポートホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html>

相談専用電話 ^{ほっと} ^{にきゅうさい} **0120-810-293**(フリーダイヤル)

★相談時間 月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

